

瀬戸内市国土強靱化地域計画 (2期)

令和8年4月

瀬戸内市

目 次

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け.....	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の推進期間	2
4. 地域計画と地域防災計画との関係	2
第2章 基本的な考え方.....	3
1. 基本方針	3
2. 基本目標	4
3. 事前に備えるべき目標	4
第3章 市の概況及び想定される災害リスク	5
1. 市の概況	5
2. 想定される災害リスク	9
3. 対象とする災害	19
第4章 脆弱性の評価及び施策の推進方針.....	20
1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定.....	20
2. 施策分野の設定	22
3. 脆弱性の評価結果.....	23
4. リスクシナリオごとの推進方針.....	23
5. 施策の重点化.....	71
第5章 計画の推進と進捗管理.....	73
1. 計画の推進.....	73
2. 計画の進捗管理と見直し	73

【別冊】

瀬戸内市国土強靱化地域計画 アクションプラン

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け

1. 計画策定の主旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、国は、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）を推進している。さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に基本法の改正、7月に基本計画の見直しが行われている。

瀬戸内市（以下「本市」または「市」という。）においても、台風の大型化や集中豪雨の多発化等による河川の氾濫、土砂災害、市街地での内水氾濫などに加え、南海トラフ地震による大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、国や岡山県（以下「県」という。）の動きに合わせて強靱化への取組を進めることとし、令和3年3月に「瀬戸内市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定している。また、同計画に基づき大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、災害に強い地域社会づくりを進めてきた。こうした基本計画の見直しや近年の災害から得られた教訓に加え災害時の感染症対策等を踏まえ、これまでの取組を点検し、地域計画の見直しを行い、本市における強靱化をさらに推進していくこととする。

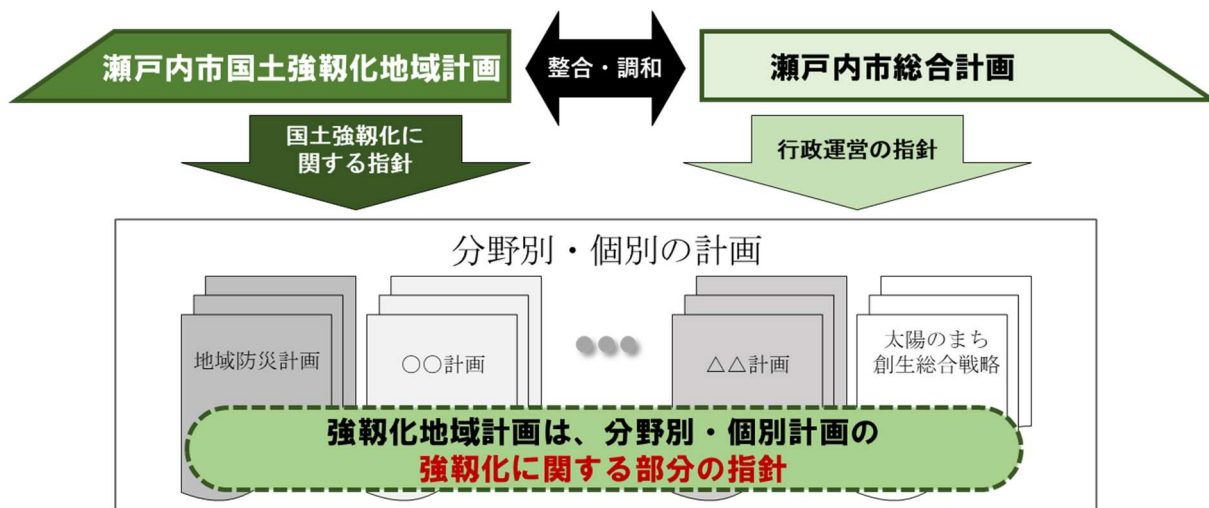
2. 計画の位置付け

この地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、第3次瀬戸内市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合・調和を図りながら、地域の強靱化に係る本市の個別計画等の指針として定めるものである。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法（内閣官房）より抜粋



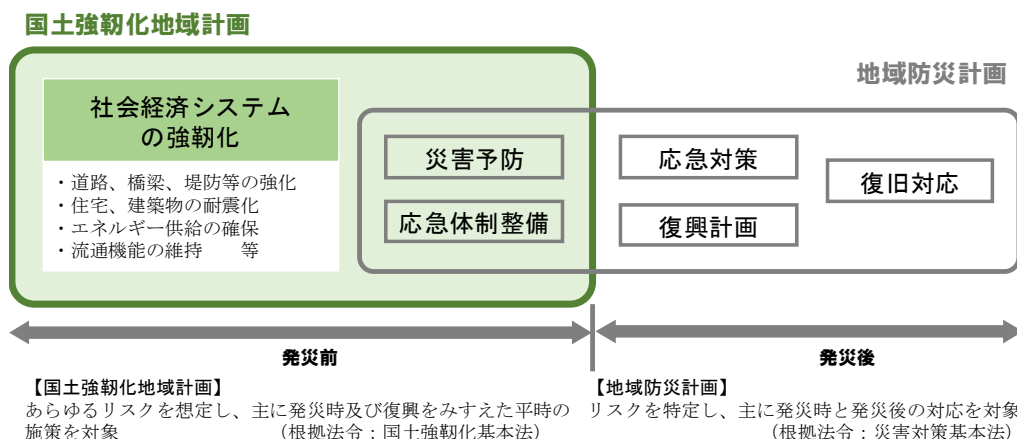
3. 計画の推進期間

計画の推進期間は、総合計画の計画期間を勘案し、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

4. 地域計画と地域防災計画との関係

地域計画では、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的な施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに併せた施策	—
施策の重点化	○	—



第2章 基本的な考え方

1. 基本方針

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、PDCA サイクル（P4 参照）を繰り返すことによる取組推進を基本とする。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・社会経済システムの現状のどこに問題があるかを知る「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。よって、以下の基本的な方針をもとに、地域計画を策定する。

国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ② 長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ③ 「自立・分散・協調」型国土構造の実現に寄与すること

適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ② 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策とすること

効率的な施策の推進

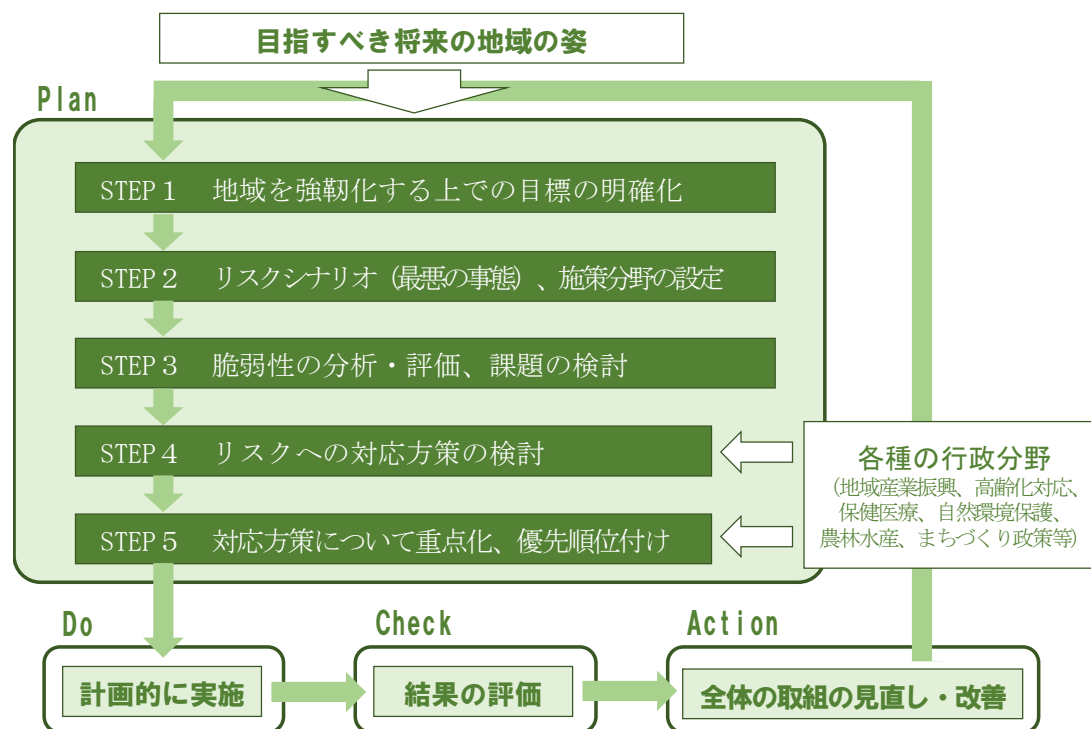
- ① 人口減少等に起因する需要の変化、気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ② 民間資金の積極的な活用を図ること

地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ③ 地域特性に応じ、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図ること

なお、地域計画策定に当たっては、基本計画や岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくこととする。

計画の策定と PDCA サイクルによる推進



2. 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること

3. 事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨ 自助・共助の取組を推進し防災意識の高揚を図り地域の総合的な防災力を高める

第3章 市の概況及び想定される災害リスク

1. 市の概況

① 位置及び面積

本市は岡山県の南東部にあり、西は岡山市、北は備前市に接している。市の西端を南北に一級河川の吉井川が流れ、その下流域左岸側に位置している。中央部には吉井川水系の千町川や干田川に挟まれた平野部が広がっており、三角州により形成された低平地となっている。一方、市の南東部は瀬戸内海に面した丘陵地帯が広がり、長島や前島などの島々からなっている。

総面積は 125.46 km²で、総面積のうち、山林が 28.6%、田が 16.5%、畑が 9.1%、宅地が 14.9%、その他が 30.9%となっている。

② 人口

本市の人口は、36,048 人（令和 2 年 国勢調査）となっており、ピークであった平成 12 年の 39,403 人から減少傾向に転じており、年齢区分別にみても少子高齢化が進んでいる。

③ 産業・文化資源

農漁業を中心とした産業が盛んなまちで、肥沃な土地と恵まれた自然条件を活かし、米、野菜、果樹、オリーブ等の特色ある農産物が生産されている。また、漁業では主に沿岸漁業やカキ、海苔などの養殖業が営まれている。さらに、市の西部を中心に内陸型工業団地の整備が進み、多数の企業が立地している。

歴史・文化面では、古くから開けたまちとして、神社・仏閣が多数点在している。仏像などの重要文化財、須恵器の古窯跡群、朝鮮通信使関連遺跡や城跡などの史跡、竹久夢二の生家、「備前長船」刀剣のふるさとをはじめ、有形・無形の文化財、郷土芸能、伝統行事、祭りなど貴重な歴史、文化資源を有している。

④ 災害履歴

(1) 風水害（瀬戸内市）

発生年月日	災害の種類	被害状況
昭和 51 年 9 月 8～13 日	集中豪雨	住家全壊 28 戸・半壊 230 戸、非住家全壊 46 戸・半壊 19 戸、床上浸水 775 戸・床下浸水 3,026 戸
平成 2 年 9 月 17～19 日	集中豪雨	住家全壊 4 戸・半壊 13 戸・一部損壊 15 戸、床上浸水 741 戸・床下浸水 2,326 戸
平成 16 年 8 月 1 日	台風 10 号	床下浸水 6 戸

発生年月日	災害の種類	被害状況
平成 16 年 8 月 5 日	台風 11 号	床下浸水 18 戸
平成 16 年 8 月 29 日	台風 16 号	床上浸水 381 戸・床下浸水 352 戸、り災者 381 世帯 (1,042 人)
平成 16 年 9 月 7 日	台風 18 号	床上浸水 34 戸・床下浸水 319 戸、り災者 34 世帯 (93 人)
平成 16 年 9 月 29 日	台風 21 号	床上浸水 11 戸・床下浸水 217 戸、非住家被害 13 戸、り災者 11 世帯 (32 人)
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	一部損壊 1 戸、床上浸水 1 戸・床下浸水 80 戸、非住家被害 4 戸、り災者 1 世帯 (1 人)
平成 17 年 9 月 6 日	台風 14 号	床上浸水 28 棟、公共建物被害 12 棟
平成 26 年 8 月 9 日～10 日	台風 11 号	床上 1 戸 床下 64 戸
平成 29 年 9 月 17 日	台風 18 号	床上 24 戸 床下 164 戸
平成 30 年 7 月 5 日～7 日	集中豪雨 (西日本豪雨)	一部損壊 3 戸 床下浸水 1 戸

(2) 火災 (過去 10 年)

区分 年次	火災件数 (件)					焼失面積		り災者数 (人)	死傷者数 (人)		損害額 (千円)
	総数	建物	林野	車両	その他	建物 (㎡)	林野 (a)		死者	負傷者	
平成 27 年	13	11	0	0	2	249	3	17	0	1	15,402
平成 28 年	21	14	3	0	4	569	7	45	0	2	24,689
平成 29 年	12	6	0	1	5	169	0	7	0	2	12,528
平成 30 年	12	7	2	2	1	553	54	10	0	0	47,342
平成 31 年	19	10	1	2	6	467	60	20	0	2	18,504
令和 2 年	10	7	0	1	2	228	0	19	0	1	24,725
令和 3 年	16	11	1	2	2	450	3	13	3	1	16,681
令和 4 年	11	6	2	1	2	429	12	8	1	0	8,999
令和 5 年	16	10	2	1	3	364	7	13	0	3	20,640
令和 6 年	17	8	4	2	3	525	42	17	0	2	52,926

(3) 地震・津波 (県で震度 4 以上を観測した地震 (明治 35 年以降))

発生年月日	震度	県内の被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
明治 38 年 6 月 2 日	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
明治 42 年 8 月 14 日	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8

発生日月	震度	県内の被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
明治 42 年 11 月 10 日	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸 ひさし・壁損壊 29 戸等	宮崎県西部	7.6
昭和 2 年 3 月 7 日	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件 煉瓦煙突の上部破損(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭和 5 年 12 月 21 日	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和 9 年 1 月 9 日	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ、吉備郡庭瀬町で は、壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で、 県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
* 昭和 13 年 1 月 2 日	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石 40~50 個落下 貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がけ崩 れ、地割れ、落石等あり	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 4 津山 2	(被害については、どちらの地震によるか判 別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震余震)	6.0
昭和 21 年 12 月 21 日	岡山 4 津山 3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新 生地被害甚大であった。 死者 52 人、負傷者 157 人 建物全壊 1,200 戸、建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破 壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
昭和 27 年 7 月 18 日	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
昭和 43 年 8 月 6 日	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊後水道	6.6
平成 7 年 1 月 17 日	岡山 4 津山 4	負傷者 1 人	大阪湾 【平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震】	7.3

発生日月	震度	県内の被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
平成 12 年 10 月 6 日	新見・哲多 大佐・落合・ 美甘 5 強 19 市町村 5 弱 39 市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷 5 人、軽傷 13 人、住家全壊 7 棟、 住家半壊 31 棟、住家一部破損 943 棟、その他水道被害、道路破損多し	鳥取県西部 【平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震】	7.3
平成 13 年 3 月 24 日	26 市町村 4	軽傷 1 人 住家一部破損 18 棟	安芸灘 【平成 13 年(2001 年) 芸予地震】	6.7
平成 14 年 9 月 16 日	6 市町 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
平成 18 年 6 月 12 日	岡山市 4 倉敷市 4 玉野市 4 浅口市 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
平成 19 年 4 月 26 日	玉野市 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平成 25 年 4 月 13 日	5 市町 4	軽傷 1 人	淡路島付近	6.3
平成 26 年 3 月 14 日	16 市町 4	重傷 1 人、軽傷 3 人	伊予灘	6.2
平成 28 年 10 月 21 日	鏡野・真庭 5 強 12 市町村 4	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家一部損壊 17 棟、 非住家全壊 1 棟、非住家一部破損 20 棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0
平成 30 年 4 月 9 日	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

表の説明

*印の地震は、県内震度 3 であるが被害発生地震のため特に記載した。

1995 年(平成 7 年)までは気象官署の震度である。

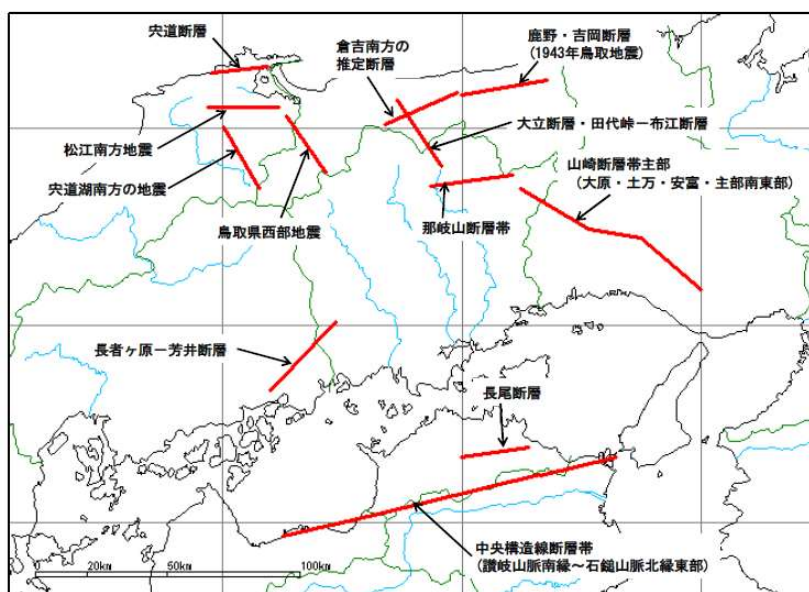
【 】は気象庁が命名した地震である。

2. 想定される災害リスク

(1) 断層を震源とする地震

県により、周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析が行われた。

この解析の結果を踏まえて、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、県による被害想定が行われた。



各断層の位置

出典：岡山県ホームページ（断層型地震の被害想定について－被害想定概要 2016年3月11日更新）

<http://www.pref.okayama.jp/page/386396.html>

12断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模（延長・深度）	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原-芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠-布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L= 26km W=18km	国（地震調査研究推進本部）

断層名	地震の規模	断層規模（延長・深度）	断層の調査・推計機関
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km W=13km	島根県

注 地震の規模欄のMはマグニチュード

① 各断層型地震の概要

断層名	山崎断層帯 （※）	那岐山断層帯 （※）	中央構造線 断層帯 （※）	長者ヶ原- 芳井断層	倉吉南方の 推定断層	大立断層・田代 峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0～1%	0.06～0.1%	ほぼ0～ 0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
瀬戸内市最大震度	5強	5弱	5弱	5弱	4	5弱
震度6弱以上の市町村 （太字は震度6強）	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部 地震	鹿野・吉岡 断層	長尾断層 （※）	宍道湖南方 の地震	松江南方の 地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
瀬戸内市最大震度	4	4	3以下	3以下	3以下	3以下
震度6弱以上の市町村 （太字は震度6強）	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

注1 断層名欄の※は主要活断層

- 2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。
- 3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所）

② 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定が行われた。

③ 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、県内で被害が最大となるのは「長者ヶ原-芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約 600 棟となるなど甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

ア 山崎断層帯の地震

- ・美作市、奈義町で最大震度 6 強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度 6 弱以上の揺れに見舞われる。
- ・美作市、奈義町を中心に約 500 棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
- ・揺れが強い美作市、勝央町、奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・避難者数は 1 週間後に美作市で約 3,500 人、全県で約 5,700 人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・本市では、最大震度 5 強であり、市域の約 70%で震度 5 弱の揺れが想定されている。被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

イ 那岐山断層帯の地震

- ・津山市、鏡野町、奈義町で震度 6 強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
- ・避難者数は 1 週間後に鏡野町で約 1,200 人、全県で約 2,100 人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・本市では、最大震度 5 弱であり、市域の約 90%で震度 4 の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

ウ 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度 6 弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上まわるものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約 3,000 棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上まわると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬 18 時が最大となる。
- ・避難者数は 1 週間後に倉敷市で約 8,700 人、全県で約 11,000 人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約 125,000 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。本市においても、約 3,000 人の帰宅困難者が発生すると想定される。
- ・本市では、最大震度 5 弱であり、市域の約 60%で震度 4 の揺れが想定されている。被害としては、建物被害と避難者の発生が想定される。

エ 長者ヶ原－芳井断層の地震

- ・ 笠岡市で震度 6 強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。
- ・ 倉敷市、笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- ・ 倉敷市、笠岡市を中心に、全県で 800 棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- ・ 避難者数は 1 週間後に倉敷市で約 17,000 人、全県で約 22,000 人と想定される。
- ・ 山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約 67,000 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・ 本市では、最大震度 5 弱であり、市域の約 70%で震度 4 の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

オ 倉吉南方の推定断層の地震

- ・ 真庭市で震度 6 強の揺れに見舞われる。
- ・ 被害は真庭市北部に限定されるが、100 棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は 1 週間後に約 1,400 人と想定される。
- ・ 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・ 本市では、最大震度 4 であり、市域の約 80%で震度 3 以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

カ 大立断層・田代峠－布江断層の地震

- ・ 真庭市、鏡野町で震度 6 強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
- ・ 揺れが強い真庭市、鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・ 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・ 本市では、最大震度 5 弱であり、市域の約 80%で震度 4 の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

キ 鳥取県西部地震

- ・ 新見市の北部で震度 6 強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市、真庭市の北部で限定的である。
- ・ 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・ 本市では、最大震度 4 であり、市域の約 80%で震度 3 以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

(2) 南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震・津波

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいべき大きな人的、経済的被害を受けるとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト対策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずることとされている。

前提条件

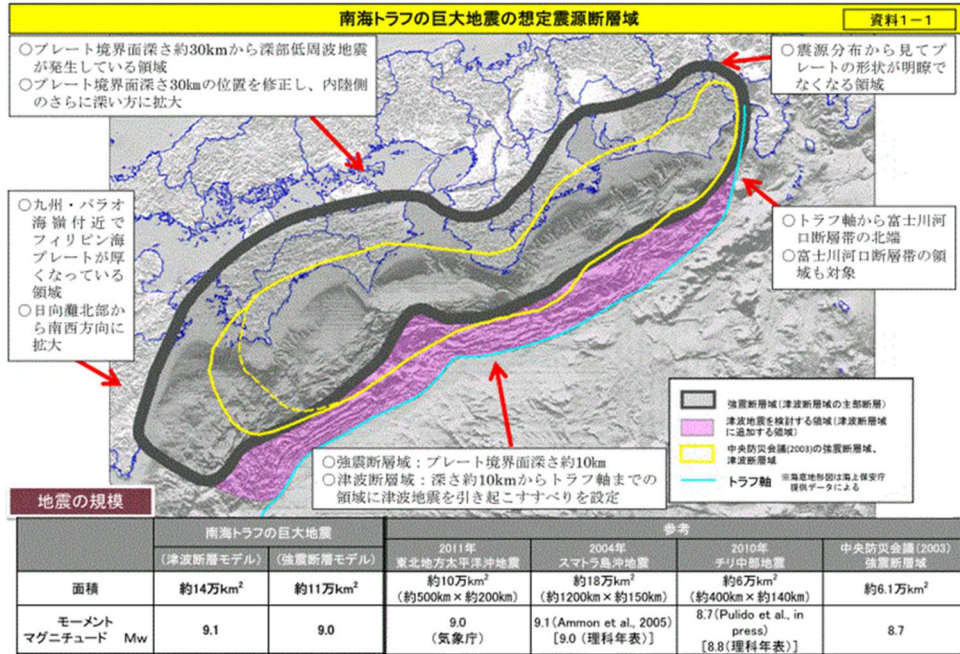
火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件により想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬 深夜	<ul style="list-style-type: none">・自宅に就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。・オフィス、繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 <p>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定。</p>
② 夏 昼12時	<ul style="list-style-type: none">・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 <p>*木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定。 *海水浴客をはじめとする観光客が沿岸部等に多くいる。</p>
③ 冬 夕18時	<ul style="list-style-type: none">・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。・オフィス、繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能障害による影響が大きい。

・ 想定地震の震源域位置図



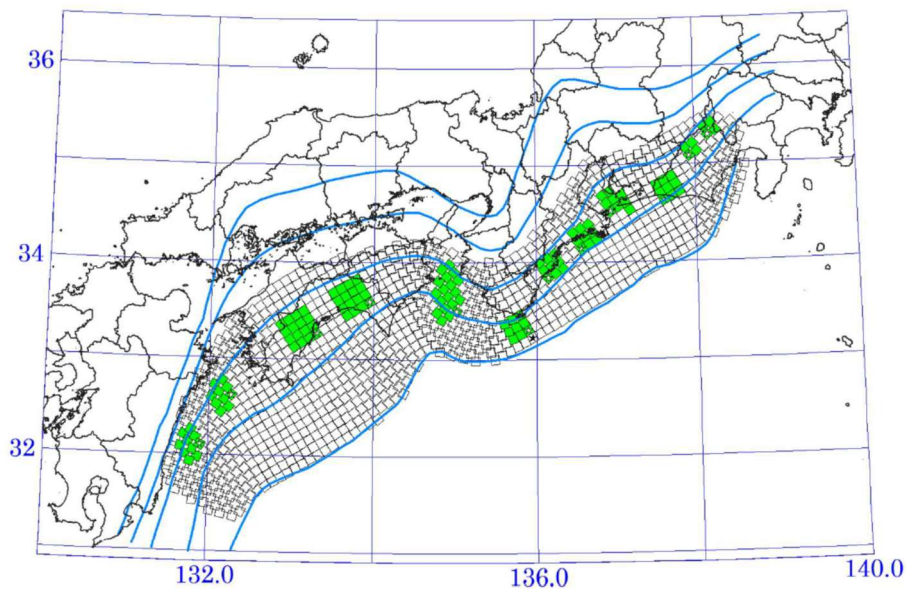
〔南海トラフ巨大地震の想定震源断層域〕

出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

・ 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況



〔国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」〕

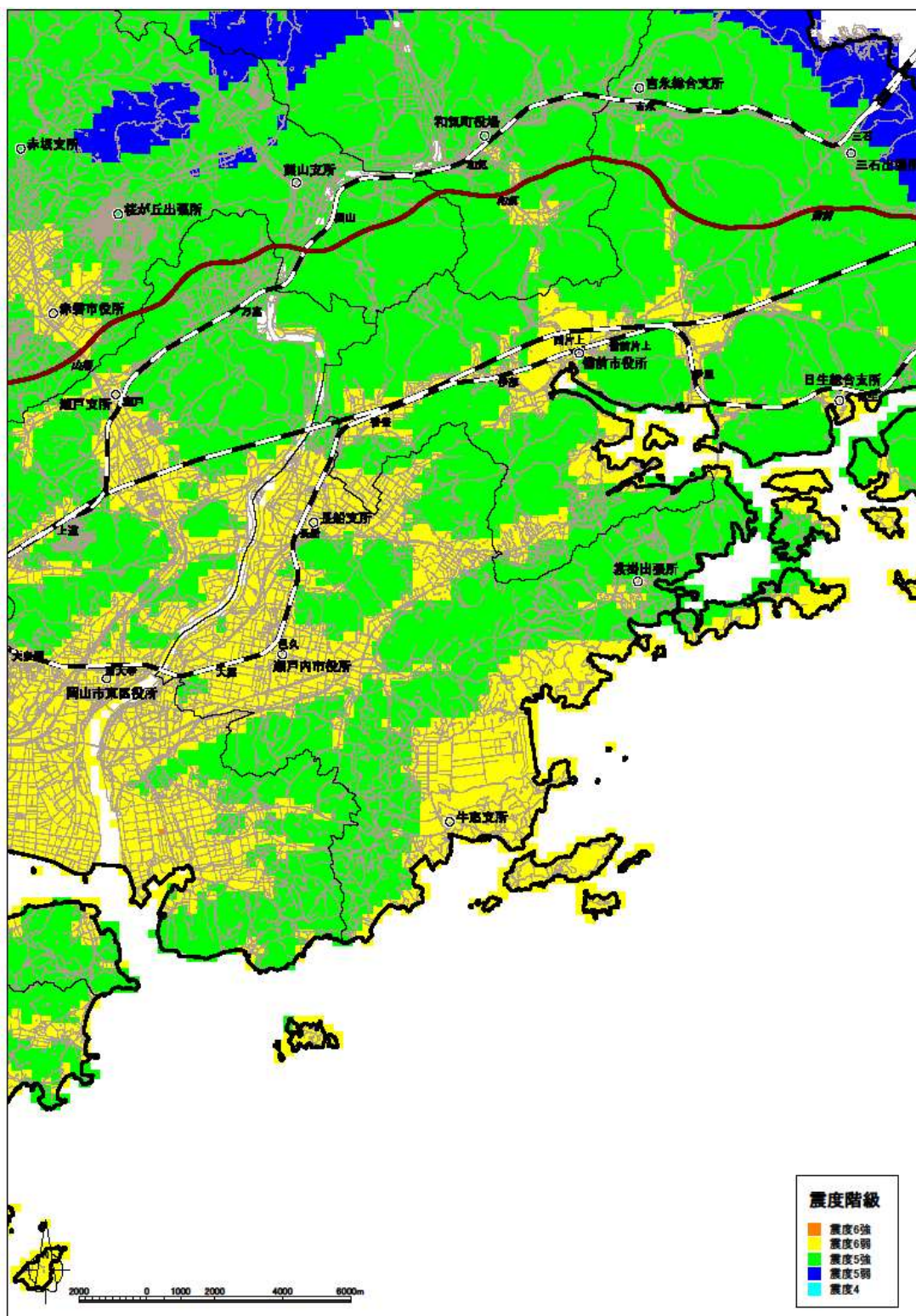
出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

(岡山県の想定)

- ・ 本市の震度分布図

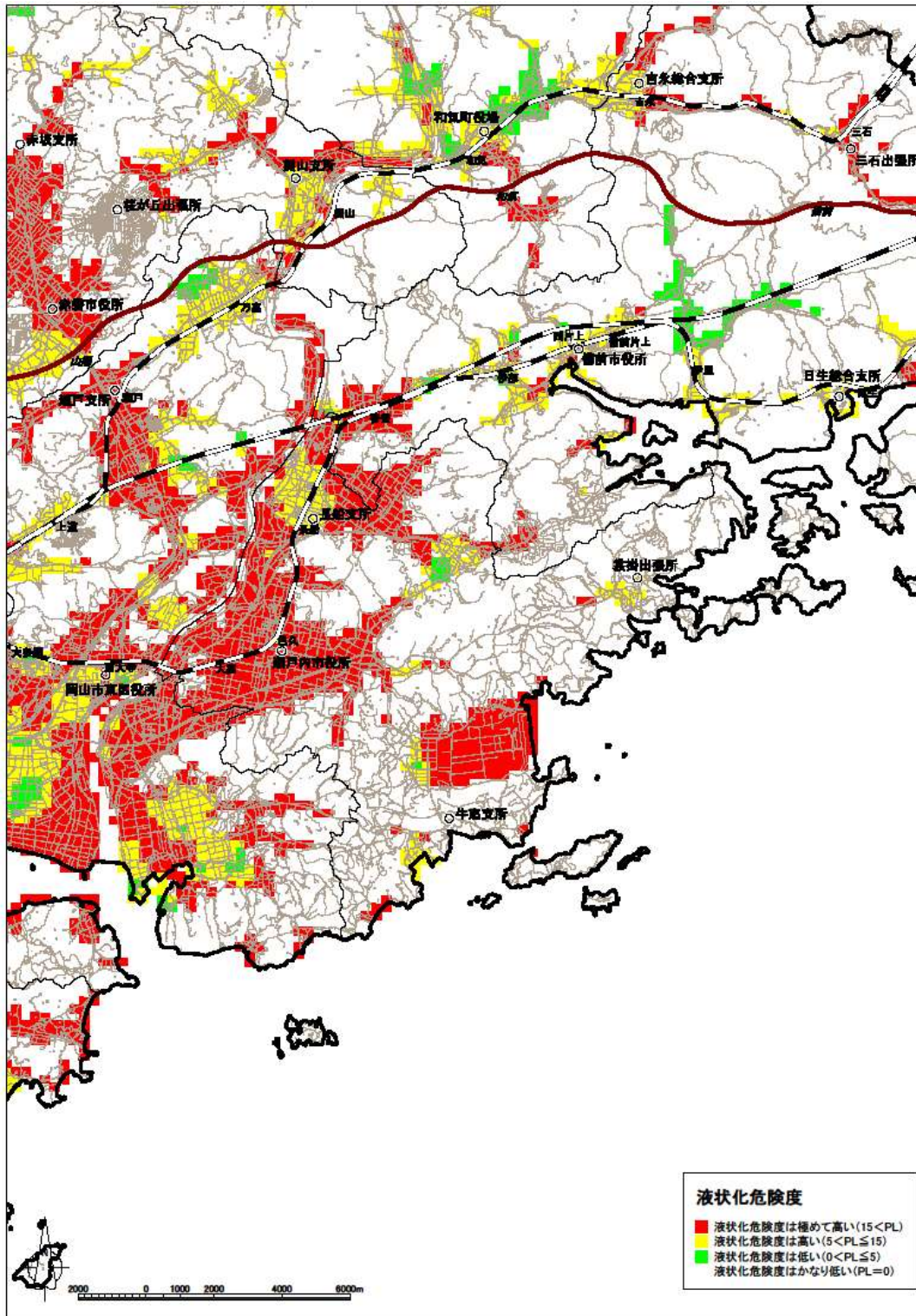


岡山県危機管理課 平成25年2月作成
 この地図の作成にあたっては、国土交通省の承認を得て、同館発行の基礎地図情報を使用した。(発行番号 平24情地、第704号)
 また、国土交通省の国土数値情報(基礎データ、高度空間データ、市町村役場等及び公開済全国データ)を使用した。

1:100000

南海トラフ巨大地震による震度分布図 瀬戸内市（平成 25 年 2 月）

・本市の液状化危険度分布図

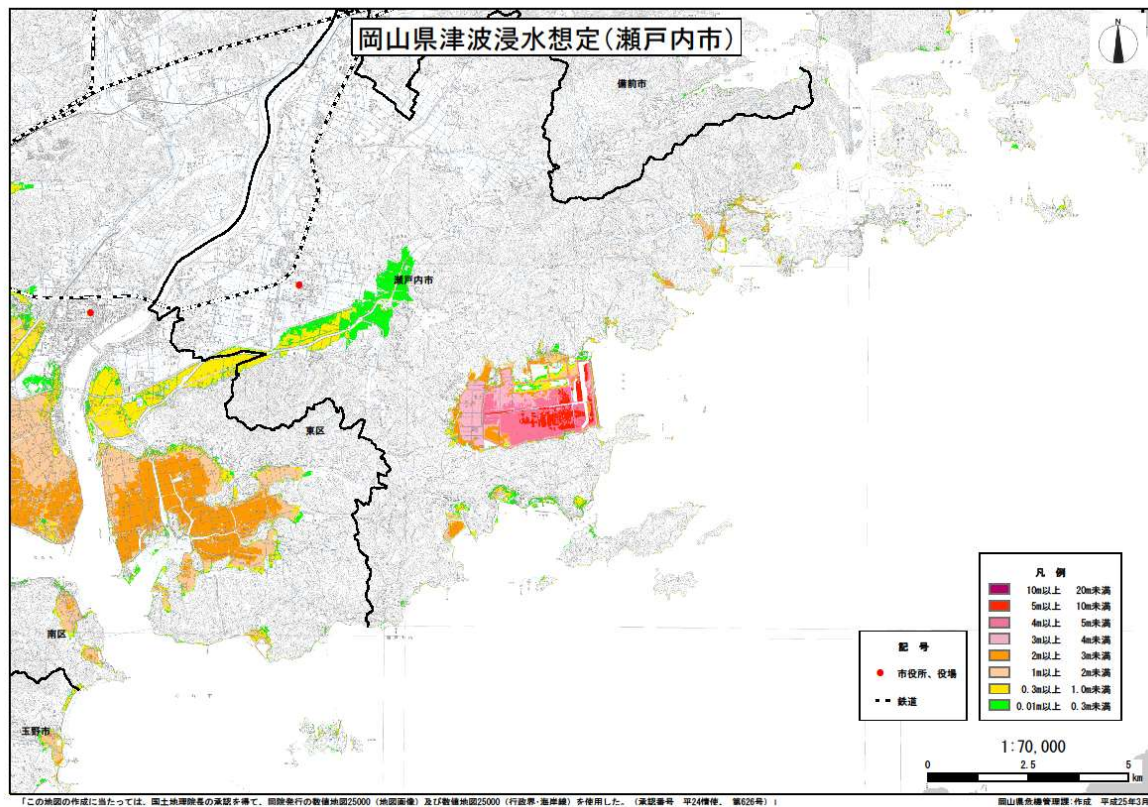


岡山県危機管理課 平成25年2月作成
 この地図の作成にあたっては、国土院の承認を得て、国土地理院の基礎地図情報を使用した。(国院発号 平24情地、第708号)
 また、国土院の国土数値情報(高度データ、高度道路網データ、市町村役場等及び公的施設データ)を使用した。

1:100000

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 瀬戸内市（平成 25 年 2 月）

・本市の津波浸水想定図



全堤防等破壊：津波浸水想定図（パターン1）【県想定】（瀬戸内市）

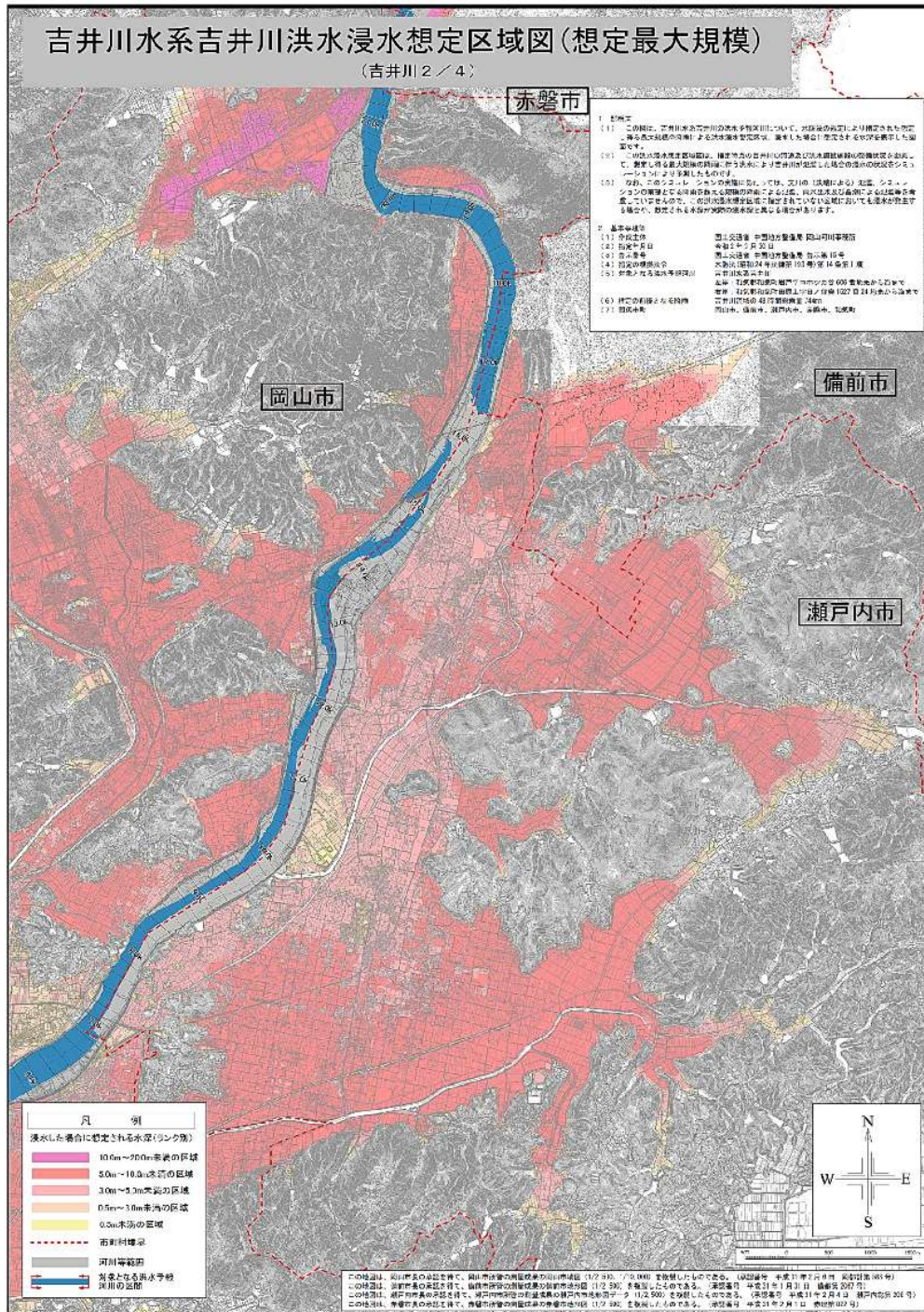
出典：岡山県ホームページ（岡山県津波浸水想定について 2013年3月22日）

<http://www.pref.okayama.jp/page/329011.html>

(3) 風水害

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正された。その際、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、吉井川における洪水浸水想定区域が公表されている。

また、本市では、中小河川の氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。



吉井川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

3. 対象とする災害

本市に大きな被害をもたらす自然災害を、地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定も踏まえ以下のとおり設定した。

自然災害の種類	想定する規模等	瀬戸内市の災害特性
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後 30 年間の間に高い確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8~9 クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成 25 年 7 月被害想定公表) ※1	県の被害想定によると、市内で最大震度 6 弱が想定されている。さらに、瀬戸内海及び吉井川沿岸の地域では、最大津波高 2.8m が想定されている。また、一部地域では液状化危険度が極めて高くなっていることから、人身、建物に被害が生じる。
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード 7~8 クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。(平成 26 年 5 月被害想定公表) ※2	市域に最も影響のある断層型地震としては、山崎断層帯による地震で、最大震度 5 強が想定されており、木造旧耐震の住家等の被害が生じる。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域には、121 箇所土砂災害警戒区域と 60 箇所土砂災害特別警戒区域が指定されており、人身、建物被害及び集落等の孤立が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	吉井川等での水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により、河川の氾濫や人身、建物被害等が生じる。
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身、建物被害等が生じる。	
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。	水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、人身、建物等に大きな被害が及ぶ。
複合災害・二次災害	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。 新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。	

※1 岡山県危機管理課ホームページ 地震の被害想定について（発生確率を除く）

※2 瀬戸内市地域防災計画 土砂災害警戒区域等一覧表

第4章 脆弱性の評価及び施策の推進方針

1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態を参考に、本市の地域特性に基づき、38のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（以下「リスクシナリオ」という。）を設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン※1の寸断等による企業の生産力低下
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		5-5	農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道施設の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラ等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の環境汚染
		7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃

※1 ある製品の原料が生産されてから最終消費者に届くまでの、原材料調達・生産管理・物流・販売という一連の工程のこと。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害等による市内経済への甚大な影響
9	自助・共助の取組を推進し防災意識の高揚を図り地域の総合的な防災力を高める	9-1	市民の防災意識の低下や自主防災組織等の防災・減災に対する取組不足による、避難行動や災害対応の遅れや被害の拡大

2. 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下を設定した。

個別施策分野	①行政機能／消防／防災教育等 ③保健医療・福祉 ⑤産業／農林水産 ⑦国土保全・土地利用	②住宅・都市／交通・物流 ④エネルギー／環境 ⑥情報通信
横断的分野	A リスクコミュニケーション C 官民連携	B 人材育成 D 老朽化対策

3. 脆弱性の評価結果

脆弱性の評価は、設定したリスクシナリオの回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する本市の個別事業計画等について、以下の観点も踏まえて、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析した。

- ・既往の総合計画や推進中又は計画中の事業、その他関連計画に基づいた施策の洗い出しと、それら整合性の確保。
- ・人口減少や高齢化等が進む本市の実情や、大規模自然災害による被害状況や災害特性を踏まえた重点的な取り組みの反映。
- ・他の主体（国、県、民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題の考慮。

また、評価においては、施策の分野について、基本計画及び県地域計画、ガイドラインを参考に、次頁以降のとおり設定し、リスクシナリオを回避するために追加すべき施策はないかという観点を含めた検討を行った。

4. リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、リスクシナリオ別の推進方針を定めた。

- ① 脆弱性評価結果の改善策として、総合計画や推進中又は計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。
- ② 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。

なお、個別の施策・事業及び指標は、別冊の瀬戸内市国土強靱化地域計画 アクションプランに定めた。

あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

対応方策

①住宅・建築物の耐震化促進

○新耐震基準を満たしていない住宅・建築物に対して、補助制度の拡充など耐震化促進策を検討する必要がある。

○瀬戸内市耐震改修促進計画を策定し、木造住宅耐震診断や木造住宅耐震改修の促進に取り組む。

【建築住宅課】

②住宅・都市／交通・物流

②大規模盛土造成地の計画的な調査実施

○大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地の安全性を、計画的に調査する必要がある。

○県から大規模盛土造成地マップが公表されている。今後、市で作成した第二次スクリーニング計画に基づいて安全性把握調査を実施する。

【建築住宅課】

⑦国土保全・土地利用

③橋梁の耐震化推進

○南海トラフ地震等の大規模災害に耐えられる橋梁の耐震化を推進する必要がある。

○南海トラフ地震等の大規模災害時において、落橋等による甚大な被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。

【建設課】

②住宅・都市／交通・物流

④市管理施設の計画的な耐震対策の推進

○市有の特定建築物については、地震時における災害対策を担う施設となることから、耐震化できていない施設について、より計画的、重点的な耐震化を推進する必要がある。また、市有施設については、施設を利用する住民に対して耐震性の周知を行う必要がある。

○公共施設再編計画の方針に基づき、耐震化できていない施設の耐震対策を実施する。

【各施設管理者・契約管財課・建築住宅課】

D 老朽化対策

⑤市立学校施設の整備促進

○学校施設の建物本体の耐震化は完了しているが、今後、非構造部材^{*1}の耐震化、老朽化、バリアフリー化への対応が必要である。

○市立学校施設の老朽化による改修やバリアフリー化を図るとともに非構造部材の耐震対策を進める。

【総務学務課】

②住宅・都市／交通・物流

脆弱性の評価	対応方策
⑥市営住宅の計画的な老朽化対策	
<p>○施設の老朽化が進んでおり、耐用年数の超過や耐震性がない建物が多く、将来の必要ストックに応じた維持管理及び集約・建替えを進める必要がある。</p>	<p>○市営住宅については、長寿命化計画を策定し、住民が安心して生活できる住宅を供給するため、市営住宅の長寿命化や建替え・改善について検討する。</p> <p>○長寿命化計画により対策方針が決定した市営住宅は、集約・建替え等を実施する。</p> <p>【建築住宅課】 D老朽化対策</p>
⑦社会福祉施設等の耐震化促進	
<p>○保育園施設や社会福祉施設等は、乳幼児や高齢者等が多く利用することから、安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置等を進める必要がある。</p>	<p>○園児の安全確保のため、老朽化による施設の改修等を進める。</p> <p>○国の補助制度に基づき、既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業等に対して補助金を交付しており、引き続き、国、県と連携をとりながら、市内事業所への周知を図る。</p> <p>【福祉課、こども家庭課、いきいき長寿課】 ③保健医療・福祉</p>
⑧不特定多数が集まる公園施設の耐震化、老朽化対策の推進	
<p>○市有公園施設は、不特定多数が集まる施設であり、災害発生時には避難所や災害復旧の拠点となるため、耐震化及び機能の強化を進める必要がある。</p> <p>○今後老朽化する施設が増加するため、災害発生時に安全な使用に支障が生じ、必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。</p>	<p>○市有公園施設の管理と地域の児童遊園地の遊具整備について補助金の交付を行う。</p> <p>【こども家庭課、社会教育課、契約管財課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑨消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実	
<p>○大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救助用資機材等の整備、各種団体・機関との合同訓練の積極的な参加により大規模災害に備える必要がある。</p> <p>○消防団機庫は災害時の活動拠点となる施設であり、老朽化や分団再編に伴って配置を見直す必要がある。また、消防団車両、資機材配置についても同様に直していく必要がある。</p>	<p>○大規模災害時の活動を安全かつ効果的に行うため、他の関係機関と合同訓練を実施し、岡山県下消防相互応援協定や緊急消防援助隊との連携を充実強化する。</p> <p>○年々複雑多様化する災害に対し、専門知識・技術の習得による職員の資質向上のための人材育成を進める。</p> <p>○消防車両や各種資機材を整備し大規模災害に備えるため、必要車両や資器材の計画的な整備を進める。</p> <p>○消防団車両及び機庫を順次更新又は改修を進める。</p> <p>【消防本部】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>
⑩空き家対策の実施	
<p>○空き家バンク制度を導入しているが、今後も登録件数を増やして利活用を促進していく必要がある。</p> <p>○大規模災害時における空き家倒壊による避難路の閉鎖や火災発生防止等が課題であることから、倒壊のおそれ等がある空き家の除却を推進する必要がある。</p>	<p>○空き家の流動化をはかるため、関係団体と協力して物件の掘り起こし、リフォームに対する補助金の交付やサテライトオフィス等の誘致などの支援を実施する。</p> <p>○周辺住民の安全面、環境面に悪影響を及ぼしている管理不全空家については、所有者等に対して適正管理や除却を促す等の指導を行う。</p> <p>【企画振興課、危機管理課】</p> <p>②住宅・都市／交通・物流</p>

※1 柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のこと。

1-2	地震に伴う市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	対応方策	
①大規模商業施設等の防火対策の促進		
<p>○不特定多数が出入りする大規模商業施設等を含む防火対象物の施設管理者は、施設内での被害をなくすため、防火管理の徹底が必要である。</p> <p>○南海トラフ巨大地震等に備え、消防水利の耐震化に対応する必要がある。</p>	<p>○市内の地理や水利の継続調査を行い、効率的な消防水利確保の強化を図る。</p> <p>○新規・既存防火対象物への消防用設備の設置、維持、防火管理について適切な指導を行う。</p> <p>○不特定多数が出入りする大規模商業施設等の定期査察の実施に取り組む。</p> <p>【消防本部】 ②住宅・都市／交通・物流</p>	
②消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲 1-1⑨】 P26		
③消防団の充実強化		
<p>○消防団員の果たす役割はますます大きくなっているが、消防団員数は年々減少しており、平均年齢も高くなっているため、若者の入団促進を呼びかけていく必要がある。</p> <p>○消防団活動として火災予防の啓発活動等、女性消防団員の役割もますます高まっているため、女性への入団促進を呼びかけていく必要がある。</p>	<p>○消防団の施設・装備の充実と消防団員の処遇の改善を図り、若者が集まりやすく活動しやすい環境をつくる。</p> <p>○女性の入団促進を図り、女性ならではの活動と能力の活かせる魅力ある消防団体制の構築を図る。</p> <p>【消防本部】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>	
④初期消火体制の充実		
<p>○大災害時は、行政のみの力では災害対応能力に限度があるため、過去の大災害の教訓を踏まえ「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識、団結力を高め、さらに自主防災組織の重要性を高め、消火・避難訓練等の重要性を認識してもらう必要がある。</p>	<p>○初期消火や救助、避難支援、安否確認など様々な事態に対応できるよう自主防災組織の団結力を高め、防災訓練等を進めていき、災害に強い地域づくりに取り組む。</p> <p>【消防本部、危機管理課】</p> <p>①行政機能／消防／防災教育等</p>	
⑤防災や減災に留意した都市づくりの推進		
<p>○都市の防災・減災対策を進めるため、国土利用計画（瀬戸内市計画）に即した計画的な土地利用を推進する必要がある。</p>	<p>○農林漁業との健全な調和を図りつつ、災害に強くしなやかな都市づくりを進めるため、都市計画の導入に取り組むとともに、防災・減災をまちづくりの重点目標とする都市計画マスタープランの策定等を行う。</p> <p>【建築住宅課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>	

脆弱性の評価	対応方策
⑥地区防災計画の作成促進	
○地区防災計画について周知を図り作成支援を行う必要がある。	○自主防災組織と連携し計画作成の支援を行う。 【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等

脆弱性の評価	対応方策
⑤効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進	
<p>○津波ハザードマップにより浸水が想定される地域の住民、事業所等に浸水区域に関する情報や指定緊急避難場所の周知を図る。また、津波発生時における伝達手段の多様化・効率化を推進する必要がある。</p>	<p>○地域住民に対し、継続的に津波防災に関する普及啓発を実施し、避難場所の周知を図る。また、避難場所に案内看板を設置する。</p> <p>○メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、屋外放送、戸別受信装置、防災アプリ、ホームページ、緊急速報メール、SNS、Lアラート等を活用し多様な手段で情報を伝達する。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課、秘書広報課】 ⑥情報通信</p>
⑥学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育の実施	
<p>○大規模災害時に起こり得る学校での災害リスクを考慮し、児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、教職員の防災意識の向上や、防災教育の知識技能等の育成に取り組む必要がある。</p>	<p>○大規模災害時に児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、学校近隣の災害リスク等を考慮した学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育を継続的に実施する。</p> <p>○学校での災害リスクを考慮し、教職員に対する防災意識の向上や、防災教育に必要な知識技能等を身につける取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【総務学務課】 B 人材育成</p>
⑦学校と地域が連携した防災教育の推進	
<p>○教職員の実践的な防災教育の知識技能等の育成に取り組むとともに、地域との共同による避難訓練を実施し、地域と学校が一体となった防災教育を推進する必要がある。</p>	<p>○教職員の実践的な防災教育の知識技能等の育成に取り組むとともに、地域との共同による避難訓練を実施し、地域と学校が一体となった防災教育を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【総務学務課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>
⑧消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲 1-1⑨】 P26	
⑨防災意識の普及啓発	
<p>○住民一人ひとりの防災意識の普及啓発を推進する必要がある。</p>	<p>○ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所などの確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリ等からの防災情報の入手、避難情報発令時に適切な避難行動をとることなど、「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発について関係機関と連携し推進する。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>

1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	対応方策	
①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進		
<p>○既往最大降雨の洪水想定や過去の水害発生状況を踏まえた河川改修、台風等出水時の地元水防管理団体による水防活動を実施している。</p> <p>○洪水被害を未然に防ぐためにも、今後も計画的な河川改修を進める必要がある。</p>	<p>○国や県と連携し、一級河川干田川、千町川の事業推進を図る。また、中小河川についても計画的に改修を進める。</p> <p>○一級河川の流域の浸水被害を軽減するため排水機場のポンプ増設等を国に要望するとともに、非常時に対応できるよう日ごろからのポンプ管理を推進する。</p>	<p>【建設課】 ⑦国土保全・土地利用</p>
②港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進【再掲 1-3①】 P29		
③農業水利施設の排水機能の確保		
<p>○雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の維持補修等を計画的に実施するとともに、市が管理する農業用施設の適切な維持管理を行う必要がある。</p>	<p>○農業用施設の維持管理、耐用年数の確保のため必要となる維持補修を実施する。</p>	<p>【建設課】 ⑤産業／農林水産</p>
④低平地での内水排除対策の推進		
<p>○総合治水計画を策定中であるが、県管理河川の河川整備計画が完成していないため、連携が取れていない。鹿忍地区は下水道雨水計画で整備可能であるが、それ以外の沿岸部地区は河川改修事業にて内水排除検討を行う必要がある。</p> <p>○近年、全国的にゲリラ豪雨などの増加により、内水氾濫のリスクが高まっている。鹿忍地区の低地帯において、浸水被害に悩まされていることから、浸水対策の着実な推進が必要である。</p>	<p>○総合治水対策基本計画は、県管理河川の河川整備計画を考慮しない暫定版を策定し、今後、県の動きや最新の治水方針を取り入れた完成版の策定を検討する。</p> <p>○鹿忍地区の浸水被害を最小限にするため、内水排除対策を計画的に実施する。また、雨水出水浸水想定区域図を作成し、浸水被害の軽減や防災意識の向上を図る。</p>	<p>【建設課、下水道課】 ⑦国土保全・土地利用</p>
⑤水防体制の充実強化		
<p>○豪雨災害が多発する中、地域において水防活動を担う水防団員（消防団員）の役割は重要性を増していることから、水防本部や水防管理団体との情報共有を図り、連絡体制を強化する必要がある。</p> <p>○水防活動を担う消防団員を対象として、水防技術の向上を図る研修を実施することなどにより、水防体制の充実・強化を図る必要がある。</p>	<p>○水害を想定した市総合防災訓練を実施する。水防活動を行ううえで連携が必要な関係機関に参加してもらうことで、連携を強化し、水防活動の充実・強化を図る。</p>	<p>【危機管理課、消防本部】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑥タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進	
<p>○市及び県、防災関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。</p>	<p>○浸水害については、吉井川水系に所属する各機関で作成した「吉井川水害タイムライン」に参加している。今後は、市の防災業務への反映と検証を行い、市の防災業務の向上に努める。</p> <p>○その他の災害について、各機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするのかを明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進するとともに、被災状況等について、関係機関で情報共有を行う。</p> <p>【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>
⑦橋梁の倒壊・流失防止対策の推進	
<p>○橋梁の倒壊や流失防止の対策を推進する必要がある。</p>	<p>○橋梁の倒壊や流失は、一般交通への影響が極めて大きく、浸水被害の発生に繋がるなど、甚大な被害を招くおそれがあるため、適切な点検と評価に基づいた対策を推進する。</p> <p>【建設課】 ⑦国土保全・土地利用</p>
⑧居住や都市機能の誘導促進に向けた立地適正化計画の策定	
<p>○災害リスクを踏まえた土地利用や拠点整備を推進する必要がある。</p>	<p>○災害ハザードエリアを踏まえて居住や都市機能の誘導が促進できるよう、都市計画の導入に併せ、立地適正化計画を策定する。</p> <p>【建築住宅課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>
⑨公立学校施設の浸水対策促進	
<p>○学校施設の浸水対策を促進する必要がある。</p>	<p>○学校施設の浸水・土砂災害対策、防災機能強化等に係る事例集・手引の周知を図るなど、対策を促進する。</p> <p>【総務学務課】 Aリスクコミュニケーション</p>

1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	対応方策	
①総合的な土砂災害防止対策の推進		
<p>○土砂災害計画区域等の周知等により、警戒避難体制整備の支援を図るなどのソフト対策と県が実施するハード対策と合わせて進め、総合的な土砂災害防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>○がけ地の崩壊により住民の生命に危機を及ぼすおそれのある地域において、危険住宅の移転を行う者に対し他自治体の事例などを参考に補助金交付制度の検討を行う。</p> <p>【建設課】 ⑦国土保全・土地利用</p>	
②要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進		
<p>○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について働きかける必要がある。</p>	<p>○市内の学校で作成している「学校安全計画」に基づき、継続的に更新、避難訓練を実施する。また、現在水防法及び土砂災害防止法に基づく対象施設の整理中であることから、対象となる施設に通知を行い、指導監査の担当課とともに計画の策定と避難訓練の実施を促す。</p> <p>○その他の要配慮者施設については、避難確保計画の作成を支援・促進し、避難訓練の実施につなげる。</p> <p>【危機管理課、福祉課、こども家庭課、総務学務課、いきいき長寿課】 A リスクコミュニケーション</p>	
③防災意識の普及啓発		
<p>○ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所・避難経路の確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に、安全が確保された在宅避難や親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発について、県と連携し様々な機会を捉えて多様な手段により推進する必要がある。</p>	<p>○ホームページ、広報紙、出前講座、防災リーダー研修などあらゆる機会を用いて、ハザードマップや災害リスク、避難場所、防災情報の入手方法等に関する周知啓発を行う。</p> <p>【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>	

脆弱性の評価	対応方策
④自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進	
<p>○自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動の活性化を促進する必要がある。</p>	<p>○災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう、県と連携し、女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくりや、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練、避難所運営計画の策定、危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。</p> <p>【危機管理課】 Aリスクコミュニケーション</p>
⑤タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進【再掲 1-4⑥】 P32	
⑥消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲 1-1⑨】 P26	

脆弱性の評価	対応方策
④燃料供給体制の推進	
<p>○岡山県石油商業組合西大寺支部と燃料の供給に関して協定を締結している。今後は、災害発生時の燃料調達の円滑化に向けた訓練を実施する等、関係者との連携を強化する必要がある。</p> <p>○特定環境保全公共下水道施設及び漁業集落排水施設には非常用電源が確保されているが、燃料が8～20時間程度しかもたないため、長期間停電の際に機能維持するためには燃料の安定的な確保を図る必要がある。農業集落排水施設には非常用電源が確保されていないため、確保する必要がある。</p>	<p>○岡山県石油商業組合西大寺支部と燃料（石油）の供給に関して協定を締結しており、災害発生時の燃料調達の円滑化に向け、定期的な訓練実施と関係者との連携強化を促進する。</p> <p>○下水道施設（特環・農集・漁集含む）の非常用電源設備の燃料供給先を確保するため、協定を締結する。</p> <p>○農業集落排水施設の非常用電源の確保については、発電機をリースして対応する。</p> <p>【危機管理課、各施設管理者】 C官民連携</p>
⑤円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進	
<p>○大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、電力会社と事前に要請方法を協議しておく必要がある。</p>	<p>○広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療施設等への電源車派遣が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前協議など、電力供給事業者等関係機関との連携を推進する。</p> <p>【危機管理課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>
⑥緊急用LPガス調達に係る連携の強化	
<p>○県は県LPガス協会との間で、災害発生時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結している。市は地元の関係企業と連携を図る必要がある。</p>	<p>○県LPガス協会加盟企業との連携強化を図る。</p> <p>【危機管理課】 C官民連携</p>
⑦道の駅の防災機能や防災体制の強化	
<p>○地震等の災害時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、道の駅の防災機能や防災体制を継続的に強化する必要がある。</p>	<p>○避難場所や広域的な防災拠点等となる道の駅の防災機能・体制の継続的に強化する。</p> <p>【文化観光課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>
⑧緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化	
<p>○災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国道、県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。</p>	<p>○国道、県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から受援拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。</p> <p>【建設課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑫橋梁の長寿命化の推進	
<p>○橋梁については、橋梁の長寿命化計画に基づき、計画的に点検・補修を実施し、長寿命化を図っている。また、今後予想される橋梁の老朽化及び維持管理費の増大に対応するため、引き続き、予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。</p>	<p>○橋梁アセットマネジメントの考え方を導入し、各橋梁の計画的な維持管理の実施と長寿命化を推進し、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図るとともに維持管理及び更新費用の縮減と平準化を目的として、事業を進める。</p> <p>【建設課】</p> <p>②住宅・都市／交通・物流</p>
⑬橋梁の倒壊・流失防止対策の推進 【再掲 1-4⑦】 P32	
⑭水道施設の計画的な耐震化の促進	
<p>○大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>○近い将来発生すると予想される大規模地震に備え、安定的に水を供給するため、災害に強い浄水施設及び基幹配水施設の耐震化を実施する。</p> <p>【上水道施設課、上水道業務課】</p> <p>②住宅・都市／交通・物流</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑥孤立可能性のある集落等での通信確保	
<p>○災害時に孤立する可能性のある集落等について、市との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化を促進する必要がある。</p>	<p>○災害時に孤立する可能性のある集落等について、市との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化、家庭、集落単位での備蓄を促進する。</p> <p>○通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図る。</p> <p>【危機管理課】 ⑥情報通信</p>
⑦橋梁の耐震化推進【再掲 1-1③ P24】	
⑧孤立可能性のある集落等での備蓄の促進	
<p>○災害時に孤立する可能性のある集落等について、市による公的備蓄と併せて、集落単位での分散備蓄及び家庭での備蓄を促進する必要がある。</p>	<p>○公的避難所及び届出避難所への公的備蓄の配備を進める。あわせて自助、共助の取り組みを進め、家庭や地域での備蓄の啓発を推進する。</p> <p>【危機管理課】 Aリスクコミュニケーション</p>
⑨島しょ部の海上交通手段の確保及び係留施設等の適切な維持管理	
<p>○災害時に海上交通手段が寸断され、島しょ部の住民が孤立化することを防ぐ必要がある。</p>	<p>○県と連携し、海上交通手段の確保に努める。また、市管理港湾・漁港の適切な管理を促進する。</p> <p>【建設課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>
⑩農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施【再掲 2-1⑪ P37】	
⑪離島等の条件不利地域における対策の強化	
<p>○離島等の条件不利地域における対策を強化する必要がある。</p>	<p>○交通ネットワークの強化を図るほか、上下水道や電力、通信について、地域条件に応じて自立分散型システムの導入を図る</p> <p>【危機管理課、建設課、上水道施設課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
脆弱性の評価	対応方策	
①消防関係庁舎の冠水対策		
<p>○牛窓分駐所は昭和 52 年度に整備されて以降、平成 28 年度に耐震化を実施したが、高潮などの冠水区域内に位置しているため、災害時の防災拠点として移転整備の必要がある。</p>	<p>○災害時防災拠点としての冠水区域外への移転施設整備の必要があることから、牛窓管内の各種災害に対応できる施設整備を進める。</p> <p>【消防本部】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>	
②消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲 1-1⑨】 P26		
③自衛隊等の円滑な受援体制の構築		
<p>○全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等を受入れるための手順等を定めた受援計画を策定し、それに基づき、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。</p>	<p>○策定した瀬戸内市受援計画（人的応援の受入れ編）により、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応できるよう受援体制の構築を図る。</p> <p>○策定した計画は、適宜適切に改定するとともに、業務責任者や受援担当者の研修、訓練を実施する。</p> <p>【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>	
④消防職員及び消防団員の災害対応力向上のための教育環境の整備		
<p>○災害が多種多様化しており、消防学校等での教育訓練へ参加し、安全管理や幅広い防災知識の習得、災害対応能力及び大規模災害発生時の救助対応能力の向上を強化していく必要がある。</p> <p>○救急現場での質の高い業務を提供する必要がある。</p>	<p>○消防職員及び消防団員の災害対応能力、救助対応能力向上のため、消防学校で実施されている教育訓練に派遣する。</p> <p>○救急救命士等の養成を計画的に進める。</p> <p>【消防本部】 B 人材育成</p>	
⑤消防団の充実強化【再掲 1-2③】 P27		
⑥自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進【再掲 1-5④】 P34		
⑦地区防災計画の作成促進		
<p>○大規模災害時には公助の手が回らないことを想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>○地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に職員を派遣し、作成支援を行う。</p> <p>【危機管理課】 A リスクコミュニケーション</p>	

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
脆弱性の評価	対応方策	
①医療機関のBCP策定促進		
<p>○大規模災害時に瀬戸内市立病院が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続するため、業務継続計画(BCP)が必要である。</p>	<p>○大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続するため、業務継続計画(BCP)を策定する。</p> <p>【市民病院】 ③保健医療・福祉</p>	
②陸路の閉塞時等におけるヘリによる迅速な救急搬送のための関係機関の連携強化		
<p>○陸路の閉塞や島しょ部の被災時においては、ヘリコプターを活用することにより、救急搬送をより効果的に行うことができるが、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、県との連携を強化する必要がある。</p>	<p>○災害時にヘリコプターを活用し、島しょ部からの迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時から関係機関との連携の強化を図る。</p> <p>【消防本部、危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>	
③燃料供給体制の推進【再掲 2-1④】 P36		
④道路啓開体制の確保【再掲 2-1⑩】 P37		
⑤橋梁の耐震化推進【再掲 1-1③】 P24		
⑥救急医療活動等に必要な非常用電源確保の促進		
<p>○救急医療活動等に必要な非常用電源の確保を促進する必要がある。</p>	<p>○災害時にエネルギー供給が長期にわたり途絶した場合でも、救急医療活動等の運営等に支障が生じないよう、自家発電機の燃料供給体制を整備し、非常用電源の確保を促進する。</p> <p>【市民病院】 ③保健医療・福祉</p>	

2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	
脆弱性の評価		対応方策
①道の駅の防災機能、防災体制の強化【再掲 2-1⑦】 P36		
②事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請		
<p>○帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客には、まず交通機関の運航状況の確認や家族間での安否確認を優先し、「むやみな移動開始」を行わないように周知することを要請する必要がある。</p> <p>○従業員等の一時滞在場所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、事業者に対し、周知、協力要請を行う必要がある。</p>	<p>○帰宅困難者の発生による混乱を避けるため、事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請を実施するための体制を構築する。</p> <p>【危機管理課】 A リスクコミュニケーション</p>	
③帰宅困難時の学校園での心のケア、食料確保、宿泊対応など、長期滞在対策の検討		
<p>○大規模災害時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の対策について、関係者で協議・検討を進める必要がある。</p>	<p>○大規模災害時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の心のケア、食料の確保、宿泊の対応等、学校園に長期間滞在することを想定した対策について、関係者で協議・検討を進める。</p> <p>○被災児童生徒等の心理的サポートを行うため、臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして配置し、子どもの心のケアや教職員研修を実施する。</p> <p>【総務学務課、危機管理課】 A リスクコミュニケーション</p>	
④公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進		
<p>○公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する必要がある。</p>	<p>○公共交通機関の施設・設備の耐災害性向上のため、路線の維持・拡充を進めるための支援を行うとともに、被災時の早期復旧、代替輸送等に向けた関係事業者間の連携強化に努める。</p> <p>【企画振興課】 ②住宅・都市／交通・物流</p>	
⑤民間事業者と連携した「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等の推進		
<p>○コンビニエンスストア等、民間事業者との協定に基づき、徒歩帰宅者に水やトイレ、道路情報等、防災情報の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等を推進する必要がある。</p>	<p>○市内コンビニエンスストア等、民間事業者との協定締結を推進する。</p> <p>【危機管理課】 C 官民連携</p>	

2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生	
	脆弱性の評価	対応方策
①予防接種の推進		
<p>○感染性の高い疾病、予防接種が可能な疾病について、感染症の発生や蔓延を予防するため、平時からの予防接種を推進しているが、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。</p>		<p>○予防接種を推進及び接種率の向上への継続的な取組を推進する。</p> <p>【健康づくり推進課、市民病院】</p> <p>③保健医療・福祉</p>
②避難所における感染症対策の促進		
<p>○避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施するなど、感染症対策を促進する必要がある。</p>		<p>○職員や避難所運営を支援する人に対し、発生防止に向けた避難所運営の助言し、災害時には避難所対応を行う。</p> <p>○避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所運営における自主防災組織との連携を強化するとともに、職員による感染症防止への意識向上や対応力向上のための避難所運営訓練の実施を促進する。</p> <p>○感染症まん延防止のため、ゾーン分け・動線の確認、マスクの着用、手指の消毒、施設の消毒等を適切に実施し、避難所の衛生管理を行う。</p> <p>○下水道整備区域内にある早期開設避難所に設置済のマンホールトイレについて、訓練等により災害時の利用を円滑にする。</p> <p>【健康づくり推進課、下水道課、危機管理課】</p> <p>③保健医療・福祉</p>
③下水道施設の耐震化の推進等		
<p>○下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化及び耐水化を進めるとともに、老朽化対策を適切に行い、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震や、大雨による洪水、河川の氾濫等に備え、下水道施設の機能を完全に停止させないために対策が必要ある。</p>		<p>○瀬戸内市上下水道耐震化計画を基に、下水道の急所施設や避難所等の重要施設に接続する管路について、新設管路は耐震基準に適合した管路を布設する。</p> <p>○社会資本総合整備計画に基づき、耐水化を推進する。</p> <p>【下水道課】</p> <p>②住宅・都市／交通・物流</p>

2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	
脆弱性の評価		対応方策
①感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」を活用した避難所運営		
<p>○災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、市において、感染症対策を踏まえながら、「避難所運営マニュアル」を活用し、早期に避難所を開設・運営し、衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。</p>	<p>○瀬戸内市避難所運営マニュアルに基づいた訓練を行い、避難所運営担当職員等のスキルアップを図り、内容についても最新の見地を反映できるように適宜更新を図る。</p> <p>○地域や自主防災組織に対し「避難所運営」の啓発を行う。</p> <p>【危機管理課、健康づくり推進課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉</p>	
②避難所における感染症対策の推進【再掲 2-6②】 P44		
③指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進		
<p>○想定される災害の種別及び感染症対策等を踏まえた、市による適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や住民への周知を促進する。また、災害発生のおそれがある場合の県、国との情報共有、連携や、適時、適切な避難所等の開設を促進する必要がある。</p>	<p>○災害発生のおそれがある場合には関係機関と情報共有・連携し、適時適切な避難所等の開設に努める。</p> <p>○指定（緊急）避難所等に指定について、数を増やせるように今後も検討し、施設管理者との協議を行っていく。</p> <p>【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>	
④感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進		
<p>○「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の整備等を強化する必要がある。</p>	<p>○災害時に適切な福祉避難所の開設を行い、避難行動要支援者を受け入れることができるよう、感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大するなど受入体制整備を促進する。</p> <p>【福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、危機管理課】</p> <p style="text-align: right;">③保健医療・福祉</p>	
⑤予防接種の推進【再掲 2-6①】 P44		

脆弱性の評価	対応方策
⑥避難所設備の改善促進	
<p>○市内の指定避難所における避難生活環境改善に向けた資機材等の整備を進める必要がある。</p> <p>○指定避難所である小中学校、スポーツ施設等のバリアフリー化、空調機器の整備を実施する必要がある。</p>	<p>○暑さ・寒さ対策、快適なトイレ環境整備、温かい食事やメニューの充実、プライバシー確保、入浴環境整備等に係る資機材を整備するとともに、関連事業者等との協定締結を推進する。</p> <p>○トイレの洋式化, 乾式化を図る。</p> <p>○暑さ寒さに対応できる空調機器の整備について検討し、必要な施設について整備する。</p> <p>【危機管理課、総務学務課、社会教育課】 A リスクコミュニケーション</p>
⑦社会福祉施設のBCPの継続的な見直し	
<p>○大規模災害時に社会福祉施設が被災した場合でも、福祉サービスの提供を維持する必要がある。</p>	<p>○大規模災害時に社会福祉施設が被災した場合でも、福祉サービスの提供を維持するため、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、訓練等の実施により継続的な見直しを行う。</p> <p>○特に、協定に基づき福祉避難所を開設する社会福祉施設については、大規模災害時における避難者の受入れも含めた実効性のあるBCPとなるよう努める。</p> <p>【福祉課、いきいき長寿課、こども家庭課、危機管理課】 ③保健医療・福祉</p>

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の評価

対応方策

①市庁舎の計画的な耐震対策の推進等

○防災拠点となる市庁舎の耐震改修を計画的に進める必要がある。

○「岡山県建築物耐震対策等基本方針」で定める天井等二次部材に関する耐震対策による調査と対策を実施する。

【各施設管理者・契約管財課・建築住宅課】
D老朽化対策

②感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

○感染症流行時には、災害対策本部機能を分散しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う必要がある。

○感染症対策として、災害対策本部機能を分散化し、情報共有体制を確保する対応を行う。

【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等

③市 BCP の継続的な見直し

○瀬戸内市 BCP で定められた非常時優先業務や業務実施に必要な資源等について確認しながら、南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や感染症対策の観点も踏まえ、PDCA サイクルによる計画見直しを継続的に行い、災害時の業務継続体制の確保を図る必要がある。

○市 BCP について、計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえるよう、PDCA サイクルによる継続的な見直しを促進する。

【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等

④県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化

○県・市町村で締結している災害時相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めるとともに、自治体共通の課題について、解決に向け、連携を強化する必要がある。

○災害時の相互応援協定を締結している県・市町村と連携し、訓練の実施やマニュアルの見直し等を継続的に実施し、災害時の対応の実効性を高める。

【危機管理課、総務課】

①行政機能／消防／防災教育等

⑤市の受援計画の実効性の確保

○策定した受援計画により、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう研修や訓練を行う必要がある。

○受援計画の実行性を確保するため、職員への計画内容の周知や訓練を実施し、職員の能力確保・維持を図る。また、研修や訓練を踏まえて受援計画の検証と改善を行う。

【危機管理課】 ①行政機能／消防／防災教育等

脆弱性の評価	対応方策
⑥避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成	
<p>○大規模災害時、多くの人員を要するとともに、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修などを通じ、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。</p>	<p>○住家被害認定調査について、税務課関係職員、過去に家屋評価を担当したことがある職員等を中心に、緊急時に即応できる研修を受講する。</p> <p>○避難所運営については、避難所運営マニュアルに基づき訓練を重るとともに、訓練を通して把握した課題等を改善し今後に備える。</p> <p>【危機管理課、税務課、全職員】 B人材育成</p>
⑦地区防災計画の作成促進【再掲 2-3⑦】 P41	
⑧自主防災活動リーダーの養成推進	
<p>○自主防災組織のリーダー、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進する必要がある。</p>	<p>○大規模災害時には公助の対応が追い付かないことも想定し、平時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる人材を育成する。</p> <p>また、育成したリーダーについてフォローアップを行い継続的な活動を支援する。</p> <p>【危機管理課】 B人材育成</p>
⑨防災情報伝達システムの安定稼働の確保、継続的な改善	
<p>○整備した防災情報伝達システムの安定稼働に努め継続的な改善を図る必要がある。</p>	<p>○防災情報伝達システムの適切な保守点検や機能維持を行う。また、国・県等とのシステム連携を図るなど必要な改善を行う。</p> <p>○複数の職員が運用できるようスキルアップを図る。</p> <p>【危機管理課】 ⑥情報通信</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑩市の重要システムの業務継続計画の策定促進	
<p>○市の重要システムについては、重要システムの業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、災害時の対応能力向上を図る必要がある。</p>	<p>○市の重要な情報システムについて、災害時にBCPが機能するよう、定期的に訓練を実施するとともに、訓練過程で把握した課題をBCPに反映させるなど、今後も円滑かつ優先順位を考慮したデータ復旧や長期電源途絶時の対策について検討を行う。</p> <p>【DX戦略室、各システム担当課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>
⑪消防通信指令施設の老朽化対策と再整備の推進	
<p>○消防通信指令施設については、構成機器の耐用年数やサポート期限が経過しているものがあり、老朽化が進んでいることから、適切な保守点検や機能維持を行うとともに、再整備を計画的に進める必要がある。</p>	<p>○消防通信指令施設の老朽化が進んでおり、適切な保守点検や機能維持を行う。</p> <p>○災害時における情報・通信手段として新たな指令設備を導入する。</p> <p>【消防本部】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>
⑫市有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進	
<p>○市有施設について老朽化対策、耐震化を進める必要がある。</p>	<p>○老朽化が進む市有施設について、公共施設再編計画及び個別施設計画に沿って、それぞれの公共施設の老朽化対策、耐震化を進める。</p> <p>【各施設管理所管課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>
⑬学校施設の安全確保や機能維持の推進	
<p>○学校施設の個別施設計画に沿って長寿命化改修工事や設備等の定期更新、建替、廃止等の施設マネジメントを実施し、学校施設の安全確保や機能維持を図る必要がある。</p>	<p>○学校施設において、安全面での不安を抱えた施設や機能・環境面で不十分な施設が存在している。特に、外壁、窓枠等の落下防止、トイレ設備の更新（洋式化）、空調設備の設置・更新や、特別な支援が必要な児童生徒等への対応など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。その中で、個別施設計画に沿って長寿命化改修工事や設備等の定期更新等の施設マネジメントを実施し、学校施設の安全確保や機能維持を図る。</p> <p>【総務学務課】 D老朽化対策</p>

脆弱性の評価	対応方策
⑭防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用	
<p>○大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の耐震対策や浸水対策など耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進める必要がある。</p>	<p>○燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。</p> <p>【危機管理課・施設管理者】</p>

事前に備えるべき目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
---------------------	---------------------------------

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
	脆弱性の評価	対応方策
	①防災用電源の安定的確保	
	<p>○本庁舎や災害対策本部室には非常用電源が確保されているが、長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。</p>	<p>○非常用電源設備の継続的な機能強化を図る。 ○非常用電源設備の燃料供給を確保するため、協定の締結や関連施設・設備の点検等を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【各施設管理者、危機管理課】 ⑥情報通信</p>
	②防災情報伝達システムの安定稼働の確保、継続的な改善【再掲 3-1⑨】 P48	
	③通信関連施設の耐災害性向上	
	<p>○防災情報伝達システムの基幹となる携帯通信について、耐災害性の向上や災害が発生した際の迅速な復旧を可能にするため、平時から携帯通信事業者と連携を強化する必要がある。</p>	<p>○携帯通信について、耐災害性の向上や災害が発生した際の迅速な復旧が可能なように体制を確保するよう、通信事業者に要請する。また、連携を強化する。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】 ⑥情報通信</p>

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	
脆弱性の評価		対応方策
①岡山情報ハイウェイの機能維持		
○岡山情報ハイウェイは、本市・県・他市町村の行政ネットワークだけでなく、インターネット接続業者や放送事業者などの通信経路としても利用されている災害時における重要なインフラであるため、定期的に県及び県内自治体と共同で自設線の保守を行っていく必要がある。	○業務継続や災害時の情報提供に支障を来すことのないよう、計画的な設備・機器更新を実施する。 【DX戦略室】 ⑥情報通信	
②災害時における公衆無線 LAN 環境の確保		
○災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、公衆無線 LAN サービスを継続する必要がある。	○災害時に避難場所となる公共施設を中心に、公衆無線 LAN サービスを提供する。 【各施設管理者、DX戦略室】 ⑥情報通信	
③効果的な災害広報及び情報伝達手段の多様化・効率化の推進		
○メールや SNS を活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する必要がある。	○災害時には屋外放送、戸別受信装置、防災アプリ、ホームページ、緊急速報エリアメール、SNS など多様な手段で情報発信を行う。 【危機管理課、秘書広報課】 ⑥情報通信	

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
脆弱性の評価		対応方策
①全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した住民への情報伝達手段の多重化の促進等		
<p>○全国瞬時警報システム（Jアラート）で配信される情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、Jアラートにより自動起動する屋外放送や音声告知端末、緊急速報メール等のプッシュ型情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。</p>	<p>○緊急地震速報や津波警報等の重要情報を国から市が直接受信する全国瞬時警報システム（Jアラート）について、屋外放送や戸別受信装置、防災アプリを自動的に連動させ、迅速かつ確実に住民に情報伝達を行う。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】 ⑥情報通信</p>	
②効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進【再掲 4-2③】 P52		
③ハザードマップ作成及びハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発		
<p>○ハザードマップ作成を促進するとともに、住民がハザードマップ等を活用し災害リスクが高まった場合に自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>○ハザードマップを活用し災害リスク、避難場所、防災情報の入手方法等に関する周知啓発を行い自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう普及啓発を図る。</p> <p>○防災アプリ、ホームページ、広報紙、出前講座、防災リーダー等への研修などを通して防災啓発を行う。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】 A リスクコミュニケーション</p>	
④幼少期からの防災教育の推進		
<p>○日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や防災組織等を通じ、継続的に実施する必要がある。</p>	<p>○就学前の幼児においても、小中学校と同様に「学校安全計画」や防災マニュアルに従って、児童が安全で適切な行動をとることができるようにする。</p> <p>○家庭・地域・保幼小中学校と連携しつつ、分かりやすく楽しみながら体験できるプログラムの実施を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課、こども家庭課、総務学務課、社会教育課】 ①行政機能／消防／防災教育等</p>	

脆弱性の評価	対応方策
⑤高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、個別避難計画作成の促進	
<p>○災害時における要配慮者の避難支援に関し具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>○避難行動要支援者個別避難計画を作成し、実効性のある支援体制の構築を図る必要がある。</p>	<p>○高齢者や障害のある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進め、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく個別避難計画の作成を促進し、実効性のある支援体制の構築を図る。</p> <p>【福祉課、いきいき長寿課、危機管理課、健康づくり推進課】</p> <p>Aリスクコミュニケーション</p>
⑥指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進【再掲 2-7③】 P45	
⑦福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制充実強化の促進	
<p>○大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等の支援活動を展開し、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の充実強化を促進する必要がある。</p>	<p>○大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、DWAT（災害派遣福祉チーム）を中心とした、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の充実強化を促進する。</p> <p>【福祉課、こども家庭課、いきいき長寿課】</p> <p>③保健医療・福祉</p>
⑧視聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の促進	
<p>○視覚障がいや聴覚障がい等、障がい特性に応じた対応策が必要である。</p>	<p>○視覚障がいや聴覚障がい等がある人に対し、避難に必要な情報が確実に伝達できるよう、障がい特性に応じた情報伝達方法の多様化を促進する。</p> <p>○情報取得やコミュニケーション支援を必要とする障害がある人については、「災害サポートブック」を活用し支援者との共有に努める。</p> <p>【福祉課】</p> <p>③保健医療・福祉</p>
⑨地区防災計画の作成促進【再掲 2-3⑦】 P41	

脆弱性の評価	対応方策
⑩外国人被災者への支援活動体制づくり	
<p>○外国人被災者に対して効果的な支援活動が行えるよう、市内在住の外国人に対して、災害に関する知識や防災対策について学ぶ研修を実施しているが、情報の多言語化を図る必要がある。</p>	<p>○災害関連情報の多言語による提供等に努め、外国人被災者への円滑な支援活動を実施する体制づくりに取り組む。</p> <p>○市内に最も多く住んでいる外国人国籍がベトナムであることから、ホームページにベトナム語の翻訳機能を実装する。</p> <p>○市内在住の多文化共生マネージャーと連携し、地域の外国人住民に関する情報交換や「やさしい日本語」での情報発信方法などを検討する。</p> <p>【ダイバーシティ推進室】 B 人材育成</p>
⑪観光施設の災害対応力の向上	
<p>○観光施設の災害対応力向上のため、災害時の避難に配慮が必要な外国人などの旅行者に対し、各施設管理者において、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等を整備する必要がある。</p>	<p>○各施設管理者において、国内外の旅行者に対し適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等の整備を促進する。</p> <p>【文化観光課】 A リスクコミュニケーション</p>
⑫防災情報伝達システムの安定稼働の確保、継続的な改善【再掲 3-1⑨】 P48	
⑬医療情報の確保	
<p>○消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する必要がある。</p>	<p>○広域災害救急医療情報システムの的確な運用による医療機関への支援体制の強化を図る。</p> <p>【市民病院、消防本部】 ③保健医療・福祉</p>
⑭感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進【再掲 2-7④】 P45	
⑮水害リスク情報空白域の解消	
<p>○令和3年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象に「その他の中小河川」が追加された。県管理河川において、洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模）が指定・公表されることを受け、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難行動を促す必要がある。</p>	<p>○市民に、洪水浸水想定区域の情報提供を行い、地域防災計画への活用や避難体制等の整備を促す。</p> <p>【危機管理課】 A リスクコミュニケーション</p>

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない
------------	--------------------------

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
-----	--------------------------------

脆弱性の評価	対応方策
---------------	-------------

①企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上	
--	--

<p>○平成30年7月豪雨、能登半島地震による災害及び、新型コロナウイルス感染症の教訓や南海トラフ地震の被害想定などを踏まえ、中小企業における災害発生後の早期復旧、事業継続に向けたBCP策定を促進しているが、さらなる普及に向けた事業継続力強化計画の策定や、個別企業のBCPの実効性の一層の向上、関係企業との連携などの促進により、災害時における事業継続能力の向上を図る。</p>	<p>○市の防災情報を積極的に提供することで、事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の構築につなげる。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】 ⑤産業／農林水産</p>
--	---

②被災企業等への県融資制度の周知	
-------------------------	--

<p>○県融資制度に、被災企業の運転資金・設備資金、BCPや事業継続力強化計画の策定、防災対策に必要な資金に対する「危機対策資金」を設けており、有事に備えた対策や有事の際の事業継続等に必要な資金としての活用が進むよう制度の周知を図る。</p>	<p>○BCPや事業継続力強化計画の策定、防災対策に取り組む企業の支援及び災害発生時における企業の経営の維持・安定に向けた県融資制度の周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】 ⑤産業／農林水産</p>
---	--

③地域経済力の底上げを図るための企業誘致や投資、企業の育成	
--------------------------------------	--

<p>○大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い市内企業の育成に平素から取り組む必要がある。</p>	<p>○地域の経済力の底上げを図るための企業誘致や投資の促進、新製品・新技術開発の促進、販路拡大支援等による力強い市内企業の育成に取り組む。</p> <p>9丁目</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】 ⑤産業／農林水産</p>
---	--

④緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【再掲 2-1⑧】 P36	
---	--

5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止	
脆弱性の評価		対応方策
①自立・分散型エネルギーの導入促進		
○地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保する必要がある。	○地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電など、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 【生活環境課】 ②住宅・都市／交通・物流	
②道路啓開体制の確保【再掲 2-1⑩】 P37		
③影響範囲を最小限に抑えるための通信迂回ルートの確保		
○通信設備の迂回ルートの確保を図る必要がある。	○通信手段の有線・無線の多重化等を実施し、障害時の経路交換を柔軟に実施できるよう整備することで安定かつ継続的な通信を確保する。 【DX戦略室】 Aリスクコミュニケーション	
④防災情報伝達システムの安定稼働の確保、継続的な改善【再掲 3-1⑨】 P48		

5-3	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響	
脆弱性の評価	対応方策	
①港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進【再掲 1-3①】 P29		
②橋梁の耐震化推進【再掲 1-1③】 P24		
③緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【再掲 2-1⑧】 P36		
④地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備【再掲 2-2②】 P39		
⑤緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進		
○沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避する必要がある。	○耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。	
	【建設課・建築住宅課】	②住宅・都市／交通・物流
⑥緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進		
○道路ストック総点検にて、道路施設（道路標識、のり面工、擁壁）の点検は完了している。道路機能維持のため、引き続き、国・県と連携して、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策等を効率的・効果的に行う必要がある。	○道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路や危険度の高い箇所に落石防護柵等を設置するなど、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。	
	○県と連携し、道路法面等の落石・崩土防止対策等の整備を進めるとともに、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。	
	○岡山県の道路情報システムに市道の通行止めなどの情報は入力可能。市 HP にリンクをはり、情報共有する。	
	【建設課】	②住宅・都市／交通・物流
⑦公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進【再掲 2-5④】 P43		
⑧道路の防災対策、無電柱化等の推進【再掲 2-1⑨】 P37		
⑨橋梁の長寿命化の推進【再掲 2-1⑫】 P38		
⑩農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施【再掲 2-1⑪】 P37		
⑪離島等の条件不利地域における対策の強化【再掲 2-2⑩】 P40		

5-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	
脆弱性の評価	対応方策	
①橋梁の耐震化推進【再掲 1-1③】 P24		
②緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【再掲 2-1⑧】 P36		
③支援物資物流体制の整備【再掲 2-1③】 P35		
④農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施 【再掲 2-1⑩】 P37】		
⑤基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進		
○基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。	○農地、農業用ため池、農林道等の農林業用施設の維持管理を行う。 ○有害鳥獣による農林産物等の被害防止に取り組む。	【建設課、産業振興課】 ⑤産業／農林水産

5-5	農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
脆弱性の評価	対応方策	
①農業用施設の計画的な老朽化対策の推進		
○農業用施設については、整備から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。	○老朽化等により支障をきたしている農業用施設の修繕事業の支援を実施する等、農業用施設の計画的な老朽化対策を行う。	【建設課】 D老朽化対策
②防災重点ため池の安全対策の推進		
○決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、これまでの老朽化と耐震化の観点に、新たに豪雨対策の視点を加え、県と連携しながら、ハザードマップの作成やため池の改修、廃止など、ソフト・ハードの両面から対策を講じる必要がある。 ○地震・豪雨等により決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼすおそれのあるため池についてハザードマップを作成し、市や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める必要がある。	○ため池ハザードマップの作成・公表などのソフト対策とため池耐震改修・廃止等ハード対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。	【建設課】 ⑤産業／農林水産

事前に備えるべき目標 6	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
---------------------	---

6-1	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
脆弱性の評価	対応方策
①円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進【再掲 2-1⑤】 P36	
②緊急用LPガス調達に係る連携強化【再掲 2-1⑥】 P36	
③自立・分散型エネルギーの導入促進【再掲 5-2①】 P57	
④道路啓開体制の確保【再掲 2-1⑩】 P37	
⑤防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用【再掲 3-1⑭】 P50	

6-2	上水道施設の長期間にわたる機能停止
脆弱性の評価	対応方策
①水道施設の計画的な耐震化の促進【再掲 2-1⑭】 P38	
②災害時の応急給水等、広域支援体制の確立促進	
○災害発生などの緊急時に応急給水活動や相互応援を円滑に実施するため必要な資機材の確保と応急給水拠点の整備を行う必要がある。	○日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく、災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の確保に努める。 【上水道施設課、上水道業務課】 ②住宅・都市／交通・物流
③離島等の条件不利地域における対策の強化【再掲 2-2⑩】 P40	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
脆弱性の評価	対応方策
①下水道施設の耐震化・耐水化の推進等【再掲 2-6③】 P44	
②下水道施設の計画的な老朽化対策の推進	
○今後増加する老朽化した下水道施設のライフサイクルコストの最小化及び予算の平準化を図る必要がある。	○下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な老朽化対策を推進する。 【下水道課】 D老朽化対策
③下水道 BCP の定期的な見直し、実効性の向上	
○下水道 BCP については、市管理の公共下水道全てで策定済みであり、引き続き、災害発生時の迅速な復旧、事業継続に向け、下水道 BCP の定期的な見直しを促進する必要がある。	○大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、下水道 BCP の定期的な見直しを進める。また、下水道 BCP に基づく訓練を行い、実効性の向上を図る。 【下水道課】 ②住宅・都市／交通・物流
④合併処理浄化槽の設置促進	
○本市は、合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽や汲み取りが多数残存しており、災害に強い合併処理浄化槽への転換等をさらに促進する必要がある。	○集合処理に適さない地域については、合併処理浄化槽の設置を促進する。また、老朽化した単独処理浄化槽や汲み取りが多数残存しており、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進していく。 【生活環境課】 ④エネルギー／環境
⑤農業・漁業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の推進	
○農業・漁業集落排水施設については、供用開始後、相当年数を経過した施設が増加していることから、老朽化による突発的な故障を未然に防止し、将来にわたり適切に機能が維持されるよう、計画的に長寿命化対策を進める必要がある。	○農業・漁業集落排水施設について、長期間にわたる機能停止を防止するため、策定した個別施設計画に基づき、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。 【下水道課】 D老朽化対策
⑥下水道整備の促進	
○下水道整備がなされていない地域では、衛生的で快適な生活がおくれておらず、下水道整備を促進する必要がある。	○大規模災害が発生した際でも、衛生的で快適な環境を確保するために、下水道事業計画に基づき下水道事業を推進する。 【下水道課】 ②住宅・都市／交通・物流
⑦燃料供給体制の推進【再掲 2-1④】 P36	

6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	
脆弱性の評価	対応方策	
①緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進【再掲 5-3⑥】 P58		
②道路啓開体制の確保【再掲 2-1⑩】 P37		
③地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備【再掲 2-2②】 P39		
④農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施【再掲 2-1⑪】 P37		
⑤林道の整備や調査・点検及び長寿命化の促進【再掲 2-2③】 P39		
⑥橋梁の長寿命化の推進【再掲 2-1⑫】 P38		
⑦港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進【再掲 1-3①】 P29		
⑧公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進【再掲 2-5④】 P43		
⑨漁港施設の長寿命化の推進		
<p>○漁港施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく点検・補修等を行う必要がある。</p>	<p>○漁港施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性を確保するため、点検・補修等を県に要望する。</p> <p>【産業振興課】</p> <p style="text-align: right;">D 老朽化対策</p>	
⑩離島等の条件不利地域における対策の強化【再掲 2-2⑪】 P40		

6-5	河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラの長期間にわたる機能不全	
脆弱性の評価	対応方策	
①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進【再掲 1-4①】 P31		
②防災重点ため池の安全対策の推進【再掲 5-5②】 P59		
③防潮水門の長寿命化の推進		
<p>○防潮水門・排水機場については、老朽化が進んでいるが、計画的な点検、修繕が実施できていない。施設台帳を整備し、長寿命化計画を策定する必要がある。</p>	<p>○河川の防潮水門・排水機場等の老朽化対策を、計画的に実施する必要があるため、長寿命化計画の策定を検討する。</p> <p>【建設課】</p> <p style="text-align: right;">D 老朽化対策</p>	

事前に備えるべき目標	7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない
7	

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	脆弱性の評価	対応方策
	①消防本部・消防団の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実【再掲 1-1⑨】 P26	
	②オフィスや住宅等における火災予防対策の促進	
	○オフィス・商業ビル等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけを行うとともに、住宅用火災警報器の設置や感震ブレーカー、LP ガス放出防止装置の設置など、火災予防設備の設置を促進する必要がある。	○オフィス・商業ビル等の消防用設備等の適正な設置・維持管理や防火管理体制の充実を図る。 ○住宅用火災警報器、家庭用消火器、感震ブレーカー、LP ガス放出防止装置などに関する火災予防啓発活動について、県と連携して取り組む。 【消防本部】 A リスクコミュニケーション
	③大規模商業施設等の防火対策の促進【再掲 1-2①】 P27	
	④初期消火体制の充実【再掲 1-2④】 P27	
	⑤消防団の充実強化【再掲 1-2③】 P27	
	⑥地区防災計画の作成促進【再掲 2-3⑦】 P41	

7-2	臨海部の広域複合災害の発生	
	脆弱性の評価	対応方策
	①防潮水門の長寿命化の推進【再掲 6-5③】 P62	
	②放置艇対策の推進	
	○市管理港湾にある放置艇は、県と連携し今後対策を講じる必要がある。	○市管理港湾にある放置艇は、適正な場所へ移動補完させるための誘導策を県と連携し、具体的に検討する。 【建設課】 ②住宅・都市／交通・物流

7-3	ため池、河川堤防、防潮堤、水門・樋門などの防災インフラ等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生	
	脆弱性の評価	対応方策
	①農業用施設の計画的な老朽化対策の推進【再掲 5-5①】 P59	
	②防災重点ため池の安全対策の推進【再掲 5-5②】 P59	
	③防潮水門の長寿命化の推進【再掲 6-5③】 P62	

7-4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の環境汚染	
脆弱性の評価	対応方策	
①有害物質・環境モニタリング体制の確保		
<p>○水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで結果的に有害物質を地下水、公共用水域等への流出を想定程度抑制できることから、引き続き、構造基準等の遵守について指導する必要がある。</p> <p>○有害物質の拡散・流出時に、汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>○水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に対し、引き続き構造基準等の遵守を指導する。</p> <p>○有害物質の拡散・流出時に、緊急時のモニタリング（大気・水質）を行うための体制を確保する。</p> <p>【消防本部・生活環境課】 ④エネルギー／環境</p>	
②有害物質の大規模拡散等防止対策の促進		
<p>○毒物・劇物を保有する事業者は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。</p>	<p>○危険物施設、高圧ガス施設に対し、検査・査察等において事故防止についての指導を行う。</p> <p>【消防本部、生活環境課】 ④エネルギー／環境</p>	

7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃	
	脆弱性の評価	対応方策
①農地・農業用施設を維持する共同活動の促進		
<p>○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農道・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする必要がある。</p>	<p>○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする。</p> <p>【建設課、産業振興課】 ⑤産業／農林水産</p>	
②基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進【再掲 5-4⑤】 P59		
③新規就農支援の推進		
<p>○農業者の高齢化の進行や担い手の不足により、組織化の意向がある地域もあることから、受入体制の強化や集落営農等の生産組織の育成が必要である。</p>	<p>○若い世代に地域の伝統や生産技術の継承を積極的に行うことにより後継者を育成するとともに、生産の組織化の機運を高め、農林業に就業しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>【産業振興課】 ⑤産業／農林水産</p>	
④計画的な間伐の推進		
<p>○森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、引き続き、県等と連携しながら、各種補助事業を有効に活用し、効果的な間伐を推進する必要がある。</p>	<p>○森林簿と現況森林に乖離をなくすため、現況調査を実施する。針広混交林化している場合は現状維持対策を実施する。</p> <p>○県等と連携し、効果的な間伐を推進する。</p> <p>【産業振興課】 ⑤産業／農林水産</p>	
⑤鳥獣被害防止対策の推進		
<p>○野生鳥獣による農林産物被害は荒廃農地の発生や森林の荒廃を招くおそれがあるため、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。</p>	<p>○有害鳥獣等による農林産物等の被害防止、自然環境保全の観点を踏まえ、有害鳥獣等の出没に対し、関係機関と連携し、対策を検討する。</p> <p>【産業振興課】 ⑤産業／農林水産</p>	

<p>事前に備えるべき目標</p> <p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">8</p>	<p>社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>
--	--

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	対応方策	
①災害廃棄物処理計画の策定の促進		
<p>○国の災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物処理計画を定めている。災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、近隣自治体との連携・協力のあり方等についての具体を定める必要がある。</p>	<p>○災害廃棄物の処理について、近隣自治体との連携・協力のあり方等を検討する。</p> <p>○災害廃棄物処理計画をより実効性のある計画となるよう見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">【生活環境課】 ④エネルギー／環境</p>	
②災害廃棄物用の最終処分場候補地確保		
<p>○災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討する必要がある。</p>	<p>○災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場候補地を検討する。</p> <p style="text-align: center;">【生活環境課】 ④エネルギー／環境</p>	
③廃棄物処理施設の災害予防等		
<p>○既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う必要がある。</p> <p>○水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備する必要がある。</p>	<p>○「クリーンセンターかもめ」は、市全体の一般廃棄物処理を行っており、必要な改修工事を適宜行っている。今後は、広域化処理も踏まえて、施設の延命化計画を早急に検討していかなければならない。そして、延命化計画の中に、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、環境にやさしい施設整備について、検討を進める。また、併せて新たな一般廃棄物最終処分場の整備について検討を進める。</p> <p style="text-align: center;">【生活環境課】 D老朽化対策</p>	

8-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
脆弱性の評価	対応方策	
①支援協定締結団体との連携強化		
<p>○道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保する必要がある。</p> <p>○旅客船事業者及び貨物船事業者、その他協定を締結している機関（岡山県水難救助会等）の協力を得て輸送する措置を講ずる必要がある。</p>	<p>○復旧・復興に関して市内関係機関との協定締結に努めており、今後、協定の実効性が高まるよう、関係者との連携を強化する。</p> <p>【危機管理課、建設課】 C官民連携</p>	
②高校生のインターンシップ等の充実		
<p>○高等学校において、社会人講師を招へいした講義の実施など、防災に資する必要な知識・技術の習得に取り組んでいるところであるが、さらにインターンシップ等の体験的学習の機会を充実させる必要がある。</p>	<p>○地域発展に関わる人材育成に向けて市内高等学校生徒への支援を行う。</p> <p>【企画振興課、総務課】 B人材育成</p>	
③建設産業等の人材確保支援		
<p>○建設産業が、社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行うなど重要な産業であることを周知するとともに、土木・建築系の学生と企業とのマッチングを進め、市内建設企業を人材確保の面から支援する必要がある。</p>	<p>○建設業だけでなく、合同企業説明会を開催するなど、市内全産業を対象に人材確保の面から企業を支援する。その際、市役所を含む公共部門も対象にし、災害対応や建設・土木関連の専門性を有する人材を確保し、地域の強靱化を支える人材基盤を充実させる。</p> <p>【建設課・産業振興課・総務課】 B人材育成</p>	
④県からの技術的支援		
<p>○技術職員の不足やそれに伴う技術力不足が深刻な課題となっており、大規模災害時に、高度な技術や豊富な経験を有する県土木職OBで構成する岡山県災害エキスパート隊の派遣を受ける必要がある。</p>	<p>○岡山県災害エキスパート隊の派遣要請について、県と連携を密にし、体制構築に努める。</p> <p>【建設課、産業振興課、総務課】 ⑦国土保全・土地利用</p>	

脆弱性の評価	対応方策
⑤社会福祉協議会及び各種NPOや、ボランティア団体等との連携	
<p>○市社会福祉協議会と連携し、被災者の見守り・相談支援業務の実施や災害ボランティアセンターの立ち上げを円滑に行う必要がある。</p> <p>○NPO やボランティア組織の活動の自主性・自立性を尊重しながら、相互の情報提供、情報交換が行えるようネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>○住民が主体となって行う自治会活動やボランティア活動、NPO 活動等、地域における自主的で個性的な活動を支援するため、県等と連携しながら、住民を対象とした市民活動や協働についての研修や情報提供を行う必要がある。</p>	<p>○市社会福祉協議会と定期的な意見交換等を行うことでネットワークづくりを進めるほか、市総合防災訓練等への参加を呼び掛けるなど、連携体制強化に努める。</p> <p>○市内で活動する各種NPO やボランティア団体と連携を強化し、災害時に活動の支援を受ける体制を確保する。</p> <p>○災害ボランティア関係機関とのネットワークの重要性への理解を深め、情報共有、研修等を通じて、地域における災害対応力の向上を図る。</p> <p>【福祉課、危機管理課、企画振興課】 B 人材育成</p>
⑥県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化【再掲 3-1④】 P47	
⑦外国人被災者への支援活動体制づくり【再掲 4-3⑩】 P55	

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
脆弱性の評価	対応方策	
①岡山県文化財等救済ネットワークの強化		
<p>○県が県内市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携を一層強化する必要がある。</p>	<p>○岡山県文化財等救済ネットワークについて、県や関係機関との連携を強化する。</p> <p>【文化観光課】 A リスクコミュニケーション</p>	
②文化財の所有者・管理者に対する防災知識の普及及び文化財施設の適切な維持管理		
<p>○文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。</p> <p>○文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図るとともに、県の「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う必要がある。</p>	<p>○文化財施設の計画的な維持管理を図るとともに、文化財に対する市民の愛護意識向上、防災思想の普及、及び文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を推進する。</p> <p>【文化観光課】 D 老朽化対策</p>	

8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価		対応方策
①港湾施設、海岸保全施設の計画的整備の推進【再掲 1-3①】 P29		

8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価		対応方策
①被災者の住まいの確保に向けた体制整備		
○災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等、事前準備を進める必要がある。	○災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、仮設住宅建設予定地確保を検討する。	【危機管理課】 ②住宅・都市／交通・物流
②地籍調査の実施		
○災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておく必要がある。	○引き続き地籍調査を実施する。	【税務課】 ⑦国土保全・土地利用

8-6	風評被害等による市内経済への甚大な影響	
脆弱性の評価		対応方策
①風評被害の防止		
○災害時における観光地や農作物などへの風評被害を防ぐ必要がある。	○風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。	【産業振興課、文化観光課】 A リスクコミュニケーション

事前に備えるべき目標 9	自助・共助の取組を推進し防災意識の高揚を図り地域の総合的な防災力を高める
----------------------------	---

9-1	市民の防災意識の低下や自主防災組織等の防災・減災に対する取組不足による、避難行動や災害対応の遅れや被害の拡大	
	脆弱性の評価	対応方策
	①消防団の充実強化【再掲 1-2③】 P27	
	②津波による被害が想定される社会福祉施設等における避難誘導體制整備の促進【再掲 1-3④】 P29	
	③効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進【再掲 1-3⑤】 P30	
	④学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育の実施【再掲 1-3⑥】 P30	
	⑤学校と地域が連携した防災教育の推進【再掲 1-3⑦】 P30	
	⑥防災意識の普及啓発【再掲 1-3⑨】 P30	
	⑦自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進【再掲 1-5④】 P34	
	⑧生活必需品の個人備蓄や自主防災組織等による備蓄の促進【再掲 2-1②】 P35	
	⑨地区防災計画の作成促進【再掲 2-3⑦】 P41	
	⑩自主防災活動リーダーの養成推進【再掲 3-1⑧】 P48	
	⑪幼少期からの防災教育の推進【再掲 4-3④】 P53	

5. 施策の重点化

本計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度 ②重要度 ③緊急度の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等から重点化すべき取組を選定した。また、重点化を図るリスクシナリオの選定において、重点化を図るリスクシナリオと関連が強いとされたリスクシナリオについても、その重要性に鑑み、取組の推進を図る。

重点化を図るリスクシナリオ及びそのリスクシナリオと関連が強いリスクシナリオをそれぞれ以下に示す。

重点化を図るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-3	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
6	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道施設の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃
9	自助・共助の取組を推進し防災意識の高揚を図り地域の総合的な防災力を高める	9-1	市民の防災意識の低下や自主防災組織等の防災・減災に対する取組不足による、避難行動や災害対応の遅れや被害の拡大

重点化を図るリスクシナリオと関連が強いリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ	1-2	地震に伴う市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
6	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

第5章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

(1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 全員参加による計画の推進

本市の強靱化の実現には、本市の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」「共助」「公助」の役割分担により、計画の推進を図る必要がある。

このため、様々な機会を通じて、地域計画の周知及び防災意識の高揚等に取り組むことをはじめとし、国、県の各種補助事業の活用と民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2. 計画の進捗管理と見直し

地域計画は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の計画的な実施（実行(Do)）、施策の進捗管理・結果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策・事業や指標（瀬戸内市国土強靱化地域計画 アクションプラン）の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。



瀬戸内市国土強靱化計画

策定：令和3年3月

改訂：令和8年4月

発行：瀬戸内市

編集：瀬戸内市総務部危機管理課